

k-564

米沢埋蔵文化財調査報告書 第七〇集

林泉寺住宅団地造成予定地内埋蔵文化財調査概報

古志田東遺跡

ふる

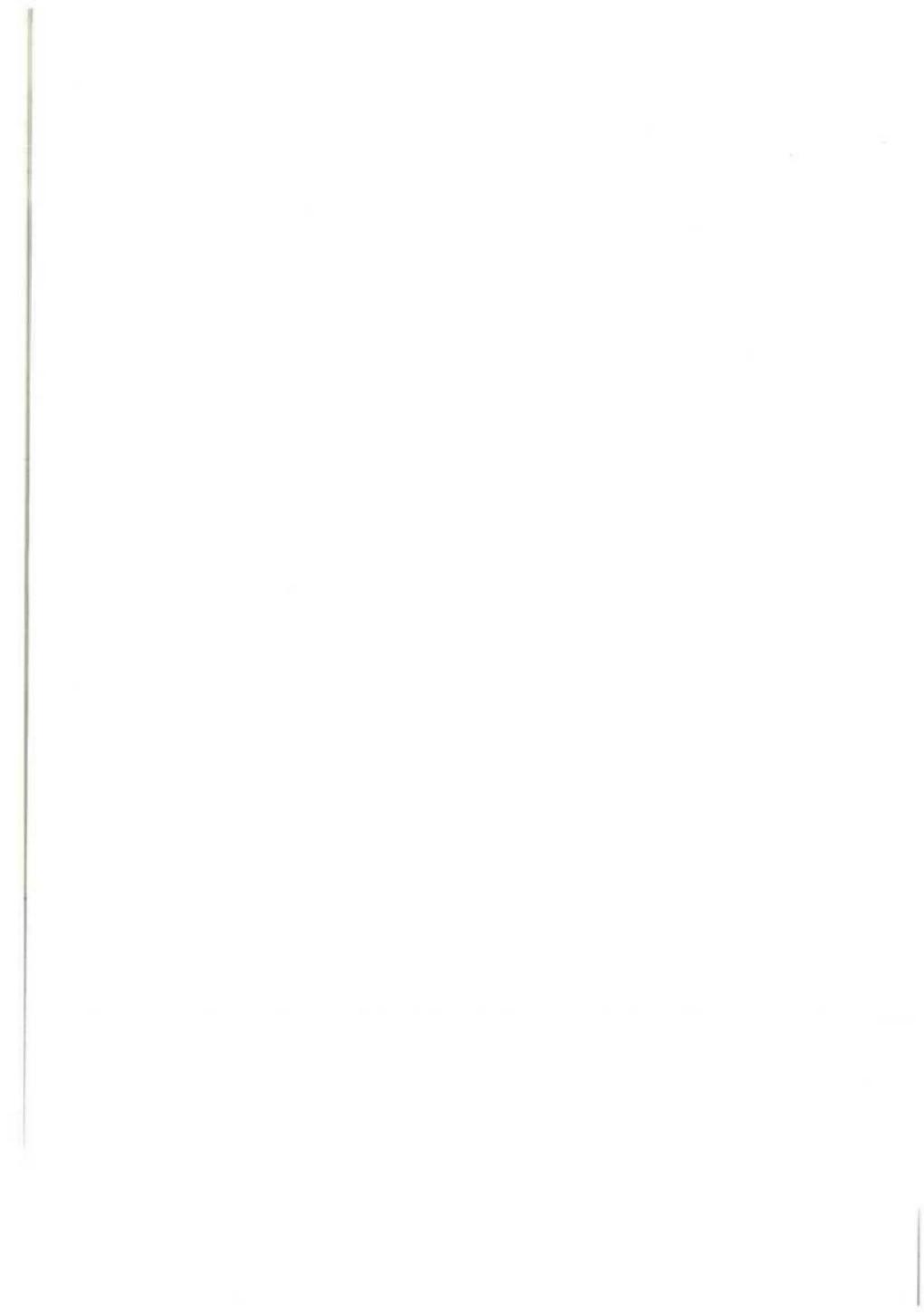
し

だひがし

い

せき

平成二二年三月二〇日 米沢市教育委員会



米沢市埋蔵文化財調査報告書 第七〇集

林泉寺住宅団地造成予定地内埋蔵文化財調査概報

古志田東遺跡

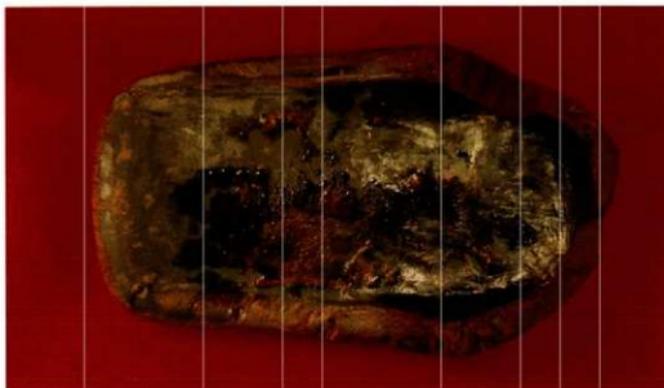
平成一二年三月二〇日 米沢市教育委員会



調査区全景



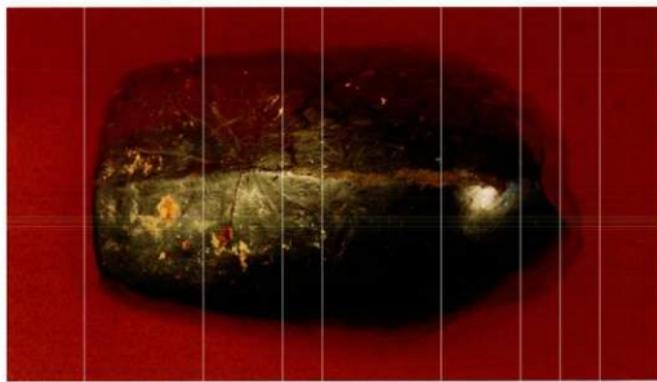
墨書土器



表面

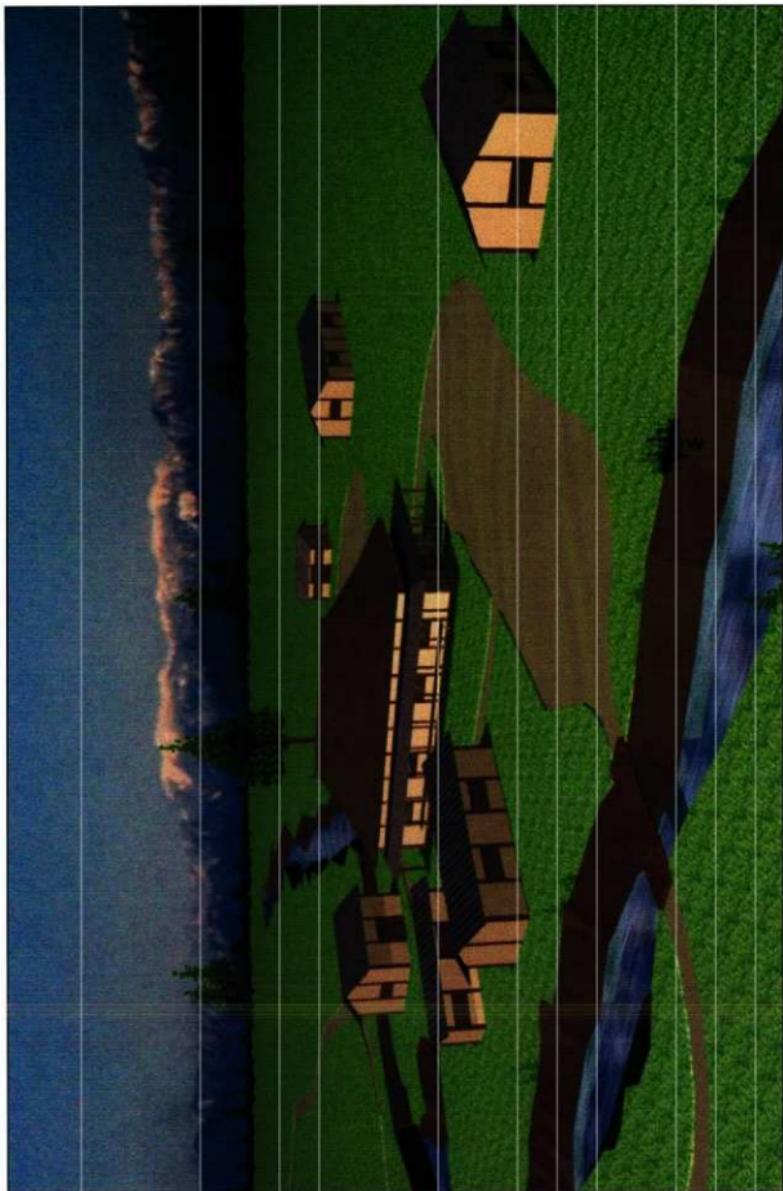


側面



裏面

出土鉗（漆器）



古志田東道跡復元想定図

序文

本書は、林泉寺住宅団地造成事業に伴う緊急発掘調査として、米沢市教育委員会が実施した古志田東遺跡の調査概報です。遺跡は（財）米沢市開発公社が計画している「第五期」の住宅造成区域の試掘調査中で新規に発見された遺跡であり、米沢市開発公社側と委託契約を締結して進めてきました。調査では、旧河川がなだらかに蛇行する場所に大型の建物を中心に七棟の建物跡で構成された平安時代の屋敷跡と判明しています。

その河川跡には、木橋や二つの船着場が設置しており、内部から膨大な遺物が出土しました。文書として使用された約六〇点の木簡をはじめ、鎧・弓・木椀・修羅・鉢・物差しなど、他に類をみない貴重な木製品の数々です。

また、「山田」等の地名や「呪術絵」が書かれた墨書き器、約四〇〇点と二千点に及ぶ多量の土器群も出土しています。木簡の解説によれば、農作業や船の運搬の動員を記したものや租税の徴収を示す木簡も確認されています。

遺跡の性格としては、木簡などから多くの労働力を集約し、大規模な農業経営や船による交易、文書業務などを恒久的に実施していた古代置賜郡の有力豪族の屋敷跡であったと考えられます。

本市教育委員会としましては、古志田東遺跡が古代東北の歴史を考える上で極めて重要な遺跡と判断し、文化庁と県教育委員会のご指導を賜りながら保存する方向で検討しています。今後は、開発側と十分な協議を行いながら史跡の保存活用に向け、さらなる努力をいたす所存です。

今後ともご支援やご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、本書が文化財保護の啓発や学術研究・教育活動の一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、発掘調査から追加調査に至るまで深いご理解とご協力をいただいた米沢市開発公社、木簡の解説と貴重な玉稿を賜りました国立歴史民俗博物館の平川 南先生はじめ、直接ご指導を賜った岡村道雄・坂井秀弥・仲野 浩・宮本長一郎・田中哲雄の各先生方、文化庁ならびに山形県教育庁文化財課に対しても、心から感謝を申し上げる次第です。

平成一二年三月二〇日

米沢市教育委員会
教育長 佐藤政一

例

言

一、本書は林泉寺住宅団地（第五期）造成事業に伴う緊急発掘調査として実施した調査概報であり、現在、遺物整理の途中であることから主要な遺物を中心に掲載した。よって、土器や木器の数量は概数で示しており、最終的には若干の変更が予想される。

二、調査は米沢市教育委員会が主体となつて、（財）米沢市開発公社との委託事業として進めたものであり、平成一年四月二一日から同年八月一二日までの調査と国庫補助による確認調査及び追加調査として八月一七日～八月二〇日、九月六日～一〇月一九日の二回にわけて実施した。

三、調査体制は次の通りである。

・調査主体 米沢市教育委員会

・調査総括 小杉 基

・調査担当 手塚 孝

・調査主任 月山隆弘・菊地政信

・調査補助員 黒沢茂雄・中村 潤・長澤由紀

・調査作業員 穴沢茂男・阿部祐一・荒井安三・五十嵐三郎・石墨政明・井上吉栄・井上俊明

江口よし子・大潤美広・佐藤一夫・佐藤秀子・武田三郎・田村和男・中村正弘

丸山淳子・遠藤富男・近野慶子・佐藤四郎・高橋信子・武田房次郎・清水弘文

鈴木信雄・高橋洋三・西野勇二・佐藤義一・小島 錠・今野周藏

・事務局

平川 南・岡村道雄・坂井秀弥・仲野 浩・宮本長二郎・田中哲雄・佐藤庄一・児玉 隼（順不同・敬称略）

・調査指導 文化庁・山形県教育厅文化財課・（財）山形県埋蔵文化財センター・県立東北芸術工科大学

・調査協力 （財）米沢市開発公社・（株）中村工務所

四、木簡の解説に関しては、国立歴史民俗博物館の平川 南教授によるもので、多大な協力と全面的な指導を賜った。心から感謝申し上げたい。

五、本書の作成は手塚が担当し、近野が協力した。木簡に関しては、現地報告での平川教授の玉稿をそのまま掲載した。

本文目次

「題字は教育長 佐藤政一による」

卷頭図版
序文
例文

第一節 遺跡の環境	河川跡	13
一 遺跡の位置	①西船着場	1
二 遺跡の地形	②東船着場	14
三 遺跡の概要	③木橋	14
第二節 検出された遺構	六 河川跡	1
一 遺構の概要	①西船着場	1
二 掘立建物	②東船着場	2
①母屋跡	③木橋	3
②南建物跡		7
③北建物跡		7
④西建物跡		7
⑤東建物跡		7
三 土 壤	七 遺物の概要	15
一 検出された遺物	出土土器の概要	15
二 出土土器	①土師器坏	15
①須恵器坏	②赤焼土器	15
③北建物跡	③白状土器	16
④西建物跡	④墨書土器	16
⑤東建物跡	出土木器の概要	16
①挽き物	①挽き物	17
②白状木製品	②白状木製品	20
③ホーク状木製品	③ホーク状木製品	22
四 井戸跡	八 出土木器	20
五 溝状遺構	九 出土木器	22

④釘状木製品	22	⑥第八号木簡	36
⑤物差し	22	⑨第一号木簡	36
⑥横櫛	23	⑩第二号木簡	36
⑦舞鑽支具	23	⑪第三号木簡	36
⑧桧扇	23	⑫第四号木簡	36
⑨鉢	23	⑬第五号木簡	36
⑩板状部品	23	⑭第六号木簡	36
⑪鏡	23	二 出土木簡の概要	36
⑫鉄斧装着具	24	⑮第一号木簡	36
⑬机脚部	24	⑯第二号木簡	36
⑭勺柄	25	⑰第三号木簡	36
⑮弓	25	⑱第四号木簡	36
⑯独楽	26	⑲第五号木簡	36
⑰修羅	26	⑳第六号木簡	36
	26	三 古志田東遺跡関連年表	37
	25	報告書抄録	47
	25	第五節 まとめ	44
	26	古志田東遺跡出土の木簡	46
	26	第一回 周辺の地形図	1
	32	第二回 調査区域図	2
	32	第三回 母屋全景 (B Y 1)	7
	32	第四回 遺構配置図	8
一 第四節 古志田東遺跡出土の木簡	32		
出土木簡の概要	32		
①第一号木簡	32		
②第二号木簡	32		
③第三号木簡	33		
④第四号木簡	34		
⑤第五号木簡	34		
⑥第六号木簡	35		
⑦第七号木簡	35		

挿図・図版目次

卷頭図版一 古志田東遺跡の発掘(調査区全景・墨書き土器)
 卷頭図版二 古志田東遺跡出土の鏡
 卷頭図版三 古志田東遺跡想像図

第五図	柱穴断面 (B Y 1)	9	9
第六図	大型建物復元図	9	9
第七図	北建物全景 (B Y 3)	10	10
第八図	西建物全景 (B Y 2)	11	11
第九図	西建物全景 (B Y 4)	11	11
第一〇図	東建物全景 (B Y 5・B Y 6)	12	12
第一一図	河川跡調査状況	14	14
第一二図	河川内部の木橋状遺構	14	14
第一三図	土篩器环	16	16
第一四図	須恵器坏	16	16
第一五図	赤焼土器	17	17
第一六図	墨書き土器 「呪術絵」	17	17
第一七図	土器実測図(1)	18	18
第一八図	土器実測図(2)	19	19
第一九図	墨書き土器 「山田」	20	20
第二〇図	挽き物 「木挽」	20	20
第二一図	挽き物 「皿」	21	21
第二二図	白状木製品	22	22
第二三図	ホーク状木製品	22	22
第二四図	物差し	23	23
第二五図	横櫛	23	23
第二六図	桧扇	24	24
第二七図	木製鉗	24	24
第二八図	鉄斧装着具	25	25

第二九図	丸木弓	25	25
第三〇図	独楽	26	26
第三一図	修羅	26	26
第三二図	木椀実測図	27	27
第三三図	木製品実測図(1)	28	28
第三四図	木製品実測図(2)	29	29
第三五図	木製品実測図(3)	30	30
第三六図	丸木弓実測図	31	31
第三七図	主要木簡	31	31
第三八図	木簡実測図(1)	32	32
第三九図	木簡実測図(2)	33	33
第四〇図	木簡実測図(3)	34	34
第四一図	木簡実測図(4)	35	35
第四二図	木簡実測図(5)	36	36
		43	43
		42	42
		41	41
		40	40
		39	39
		38	38
		37	37
		36	36
		35	35
		34	34
		33	33
		32	32
		31	31
		30	30
		29	29
		28	28
		27	27
		26	26
		25	25

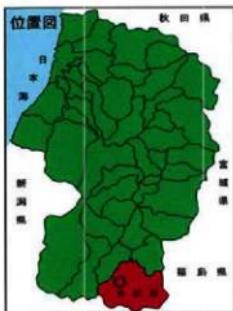
古志田東遺跡

第一節 遺跡の環境

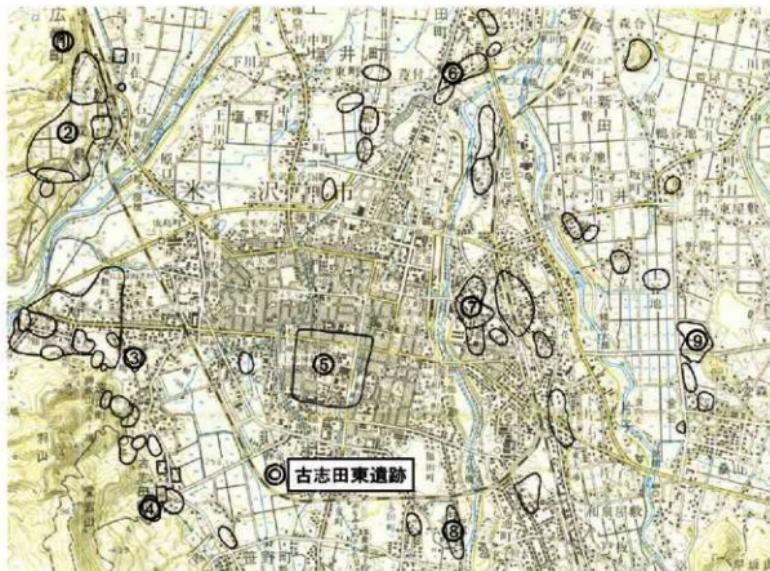
一 遺跡の位置

米沢市は、山形県の最南端部に位置し、南北が二八・二キロメートル、東西三二・一キロメートル、面積五四八・七四キロメートルをなす。東部は奥羽山脈、南部は吾妻山地、西部は笛野山地・玉庭丘陵と三方が山地・丘陵で占める。市街地となる中央から北部は、米沢盆地の南端にある平坦地で、吾妻山地を源流とする最上川（松川）やその支流となる羽黒川・梓川（天王川）・鬼面川等によって形成された扇状地が広がっている。

古志田東遺跡は、松川扇状地の扇央部から末端部にあり、市街地からは南西約三キロメートルほど進んだ平坦な水田地帯の標高二五七メートルに位置している。



遺跡の周辺を展望すると、まず、遺跡の正面に靈峰「吾妻山地」の雄大な視界が広がっている。西側は標高五〇〇~六五〇メートルの険しい笛野丘陵が屏風のように迫り、東側に掘立川が隣接するといった自然豊かな環境にあるといえる。しかし、この



第1図 周辺の地形図 ①成島古墳 ②廣平遺跡 ③一ノ坂遺跡 ④笛野山麓 ⑤米沢城跡
⑥大浦遺跡 ⑦花沢 A 遺跡 ⑧台ノ上遺跡 ⑨比丘尼平遺跡

地域も近年の宅地開発等によって都市化が進み、急速に変貌しつつある。

さて、この地域での遺跡の存在は、水田地帯であるために詳細な分布調査が実施されておらず、空白地帯となつていた。一方、斜平丘陵の西側山麓一帯には、縄文遺跡や中期の城館跡が数多く分布していることから、平野部における確認調査が課題となつていて、

特に、農耕基盤を確立する弥生時代や古墳時代の集落の存在は不明な点が多い。また、律令時代の古代の遺跡も同様で、米沢北部の中田地区や塙田地区、東部の万世・上郷地区に集中し、市街地以南の地域なると皆無であった。平成一〇年に米沢城東二の丸跡で奈良時代の遺物が確認され、市街地まで生活基盤が広がっていたことを知る成果であった。現在の本市における南端の存在である。

そして、今回、極めて重要な古志田東遺跡の存在を確認したことは、古代における米沢一帯の経済勢力の活動範囲を改めることになる。すなみに、米沢市に分布する主要遺跡としては、第1図に示した通りである。

二 遺跡の地形

遺跡の基盤をなす土層は、シルト層及び粘土層を基本としている。地層は遺跡の上流に行くにつれて、粘土層から

シルト層、砂利層へと変化する。これらの沖積層は松川による扇状地形の段階で緩やかに堆積したものであり、堆積物の様子から松川扇状地の末端部に近いことが判る。

さらに、扇状地以前の地層を示すものとして注目される資料が遺跡の南東三〇〇メートルの掘立川の地点より確認されている。氾濫防止対策として平成六年に実施した掘立川遊水池造成工事の際に掘られた深さ五・六メートルの地層面で観察されたもので、周氷河現象（凍結融解による波状痕跡）を示す地層と有機物を多量に含む泥炭層が広範囲にわたって確認されている。

最下層の泥炭層からは寒冷気候を示すカラマツ属・ツガ属・トウヒ属の毬果とチヨウセンゴヨウの種子が検出されている。これらの植物化石は、今から約一〇万年前後のウルム氷期の第IV・亜氷期前後に形成された地層と考えられている。このような寒冷気候を示す植物化石は、梓川流域の木和田地区一帯、羽黒川の万世町片子から川井地区にかけた一帯、松川と梓川が合流する一帯から高畠町にかけた周辺一帯、南陽市吉野川下流一帯、川西町犬川下流一帯等に針葉樹の毬果や樹木根等が所謂「米沢盆地」の沖積層下部に広く分布していることを示している。

さて、遺跡周辺の地形をみると、東方向は比較的平坦な水田地帯が掘立川に接するように広がっており、南方向は緩やかな傾斜を保ちながら上流へと向う。

北方向も平坦面が自然に下流に延びている。西側に進むと一変してきつい勾配となり、笛野山山麓から延びる台地を寸断するように五メートル前後の段丘が発達している。この段丘は、かつての旧松川によつて形成された冲積世初期の河岸段丘であり、北は遠山地区から館山地区、南は南原の繰返地区にかけた範囲に及んでいる。

発達した段丘上には、縄文時代の早期や前期といった古い時期を中心とする古墳群と伊達氏に係る笛野山館・古志田館・繰返館等の貴重な集落跡や中世城館が数多く分布している。中でも、縄文前期初頭の石器工房集落跡として全国的に注目されている国指定史跡「一ノ坂遺跡」も同じ段丘の北端に形成された遺跡である。

遺跡からは我国最長の四三・五メートルの竪穴住居跡や工房で製作された約三二〇万点の完成・未完成石器が検出されている。

さて、旧松川は、縄文後期から晩期に入ると急速に進路を東側へと変えていった。河川の移動に伴つて残された跡には、窪地状に続く低湿地帯と枝分かれして新たに北流する旧掘立川が緩やかに流れていしたものと推測される。肥沃な堆積物で覆われる湿地帯は水稻栽培に適しており、河川は運河としての利用も可能と考えた在地豪族らは河川が大きく蛇行する対岸を選定し屋敷を構えた。

三 遺跡の概要

古志田東遺跡は、財團法人米沢市開発公社が平成一年度に林泉寺住宅団地（第五期）造成事業として古志田町第一工区（第三工区分譲地 82,455 m²）を計画したものを受け米沢市教育委員会が埋蔵文化財の事前調査を実施した際に新規の遺跡として発見したものである。

事前調査となる試掘及び分布調査は、平成九年（平成一〇年の二回に亘つて実施している。

平成九年度は、第一工区の開発予定地を中心に実施したもので、幅二メートルのトレーンチを南北に一二〇メートル、二〇〇メートル、二六〇メートルの三本（1,160 m²）を配して実施した。その結果、磨滅した土師器の破片三点と平安時代と推測される須恵器の破片が二点検出したにすぎなかつた。地山が有機物を含む泥炭層と還元した灰褐色の粘土層で覆われていることは、河川等の氾濫による影響で上流から流れ込んだものと推測され、遺跡の存在する可能性がないものと判断した。

平成一〇年度は第二工区と第三工区の開発予定範囲を対象にした幅二メートルのトレーンチを南北方向に二四〇メートル、二六〇メートル、二八〇メートルの三本と二メートル×三〇メートルの二本（1,680 m²）を配して試掘調査を実施した。

その結果、第二工区から第三工区にかけた範囲に平安時



第2図 調査区域図

代の赤焼土器や焼土が分布する集中箇所が認められた。さらに、遺跡の範囲を確定するために、東西方向に二メートル×九〇メートルと八〇メートルのトレンチ一本(340²m)を配し表土剥離・面整理を実施した結果、土壌や柱穴、溝の一部と推測される遺構群が概ね東西八二メートル、南北六八メートル(5,576²m)の範囲に分布しているものと判断された。

特に、遺構・遺物が主体的に確認された南北六〇メートル、東西五〇メートル(3,000²m)の範囲を調査面積に設定し、米沢市開発公社と協議の上、平成一一年四月二一日から同年八月一二日の日程で緊急発掘調査を開始した。

ところが、実際に調査が進行するにつれ、当初の予想を遥かに覆す結果となつた。平安時代に属する三間×一〇間の大型建物跡を筆頭に数棟の掘立建物群、調査区西側の河川跡からは多量の赤焼土器・土師器・須恵器等を中心とする一括土器群や墨書き土器、それに木簡・木椀・弓・修羅等の貴重な木製品がまとまって検出するなど、県内でも類を見ない重要な遺跡であることが判明した。

特に母屋とみられる大型建物跡と北側の建物跡には柱根が現存していた。

しかも、遺構の検出状況から判断すると南側方向にも遺跡が広がる可能性が出てきたことで、(財)米沢市開発公社と再度協議を行い、遺跡の範囲確認と遺構の分布状況を把

握するための調査を五月一二日～五月一四日の期間で実施することにした。

確認調査は、調査区を設定した南側と東側を重点に幅二メートル、長さ五〇メートル×一二〇メートルのトレンチ一四本(2,400²m)を配して実施したもので、河川が大きく蛇行する範囲を中心に南北九八メートル、東西七一メートル(6,958²m)の範囲と判断された。

また、この調査によつて南側に東西長五間の掘立建物跡一棟が存在することも確認されている。

遺構の精査は、五月一二日から遺構確認面の面整理と精査、河川跡の掘り下げと併行して進める。

遺構の掘り下げは河川跡から行い、南側から便宜上A-Iの九区画に分割しA区より順次掘り下げに入つた。河川内の堆積層は有機物が多量に含む泥炭層で占められ、自然流木が数多く混入しているのが特徴である。遺物は中間層から概ね最下層の三層にかけて遺物が認められることで各層の遺物出土状況を記録に残しながら進めた。

遺物の多くは、母屋と西建物・北建物が接するB-Gの五区に集中しており、上流や下流に行くに従つて少なくなる傾向を示していた。

河川跡から検出された遺物の中で特に注目されるのが木簡である。遺跡の性格を考える上で重要な意味をもつことから、七月六日に国立歴史民俗博物館の平川 南教授に来

跡いただき解説作業を依頼する。

河川跡の調査を七月二七日に終了した段階で建物跡と土壌・井戸跡の調査に入り、八月五日では終了した。建物は三面庇をもつ大型の母屋に西側に二棟と北側に一棟の四棟の建物が存在することが確認され、周辺には土壌二〇基と溝状遺構、井戸跡が検出されている。

調査面積は二九七〇平方メートルであった。八月六日には調査成果を発表する現地説明会を開催する。この説明会において、平川南教授より木簡の内容についての具体的な報告が示された。特に注目されるのが、田人の具体的な動員を記した木簡と船着場での荷の運搬人足の微発を示す木簡で、他に人名が記されてある木簡など一二点の木簡が解説されている。

当時、二〇点の木簡が認められていたが、その後の調査と最終的な木製品の検討から現在は約六〇点の木簡を確認している。

以上のことから、古志田東遺跡は古代置賜郡内の有力豪族の居館と考えられ、大規模な農業経営と独立した行政機関を備えてあつたものと推測される。

遺跡の年代となる九世紀後半から一〇世紀初頭の社会情勢は、律令国家が衰退する中で地方豪族や有力者層が台頭し、自らの支配基盤を拡大する過渡期にあたっている。

古代から中世に移行する具体的な資料に関しては、全国

的にみても乏しいのが現状であり、古志田東遺跡の発見は、我が国及び東北古代史の空白を埋める極めて重要な存在といえる。

こうした遺跡の重要性に鑑み、米沢市教育委員会としては文化庁・県文化財課の指導を受けながら(財)米沢市開発公社と協議を進め、遺跡の保存と史跡整備の方向で検討することになった。

その後、古志田東遺跡全体の保存範囲を確定する目的と建物跡の配置関係を把握するためには、南側の建物の確認と既に造成工事の終了している東側に関しても追加調査が必要との指導が文化庁・県文化財課からあつた。

本市教育委員会は(財)米沢市開発公社と協議を行い、前述の指摘を受けた南側調査区(470 m²)と既に第二工区として整備終了した東側に対し、幅二メートル、長さ約二〇メートルのトレンチ四本を設定するなど八月一七日～八月二〇日・九月六日～九月一〇日・九月二〇日～一〇月二九日の三回に分けて追加調査を実施する。

東側の調査区に関しては、土壌や河川等から二〇点に及ぶ「東」と書かれた墨書き土器が、東側に関する建物施設の存在を示唆するとの判断からである。この結果、二箇所のトレンチ内から掘立建物跡の存在を示す柱穴跡が確認された。その全貌をさらに確認するために南北四二メートル、東西一七メートルの調査区(74 m²)を設定し調査を進め

たところ、三間×六間の建物跡と二間×三間の掘立建物跡二棟を検出することができた。一方、南調査区からは一部が水田耕作によって削平されていて、五間×三間と推測される建物跡を確認することができた。

このことによつて、古志田東遺跡は概ね一万平方メートルの範囲に七棟の建物群で構成することが判明し、保存必要な面積も約八千平方メートルに及ぶものと判断された。

第二節 検出された遺構

一 遺構の概要

河川跡の東側にそつて大型建物跡一棟を含めた建物跡七棟、土壙二〇基、井戸跡二基、溝状遺構三基、河川跡に中期とみられる柱穴跡二〇基が検出されている。また、河川跡には二基の船着場と木橋一基が付随して確認された。

ここでは、中世を除く古代の遺構を中心として説明を加える。

二 堀立建物

母屋と推測される中央の三間×一〇間の建物跡を中心として南北に各一棟、東西に二棟を合わせた計七棟で構成されている。

①母屋跡 (BY 1)

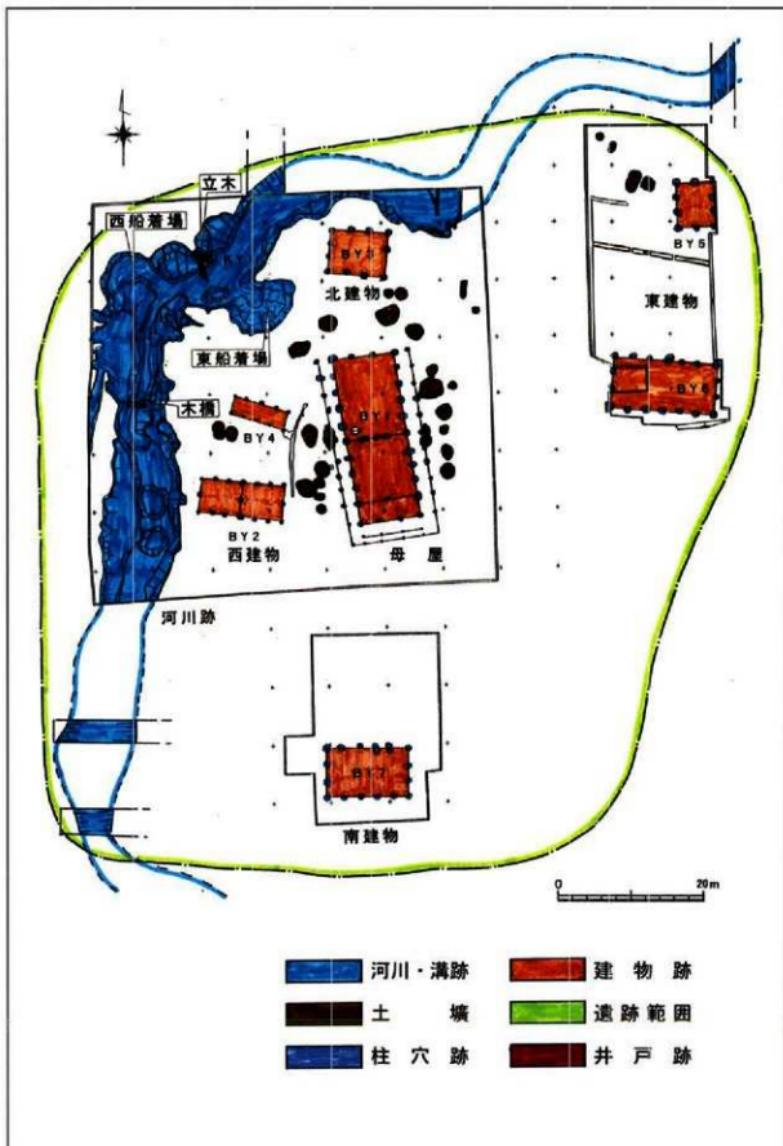


第3図 母屋全景 (BY 1)

中央よりに検出された南北長の大型建物で、桁行一〇間 (三三・八メートル)、梁間三間 (八・六メートル) に北側を除く三面に庇を有している。建物の中央と南側一間に間仕切りをもつが、中央が原則三間に切合い箇所がみられる。柱穴は長径〇・八メートル×一・四メートルの円形もしくは橢円形の掘方を示し、深さが六〇センチ×八〇センチを測り大半に柱根を残している。柱根の太さは全て三五センチであった。

底はほぼ円形の掘方を示し、四〇センチ×五〇センチで深さが約四〇センチに二五センチ前後の柱痕跡と柱根が認められた。

メートル×二・五メートルと不規則な箇所もみられる。一



第4図 遺構配置図

方、東西の梁間は

ほぼ二・八メートルと一定している。

庇は東面と西面が二・二メートルの幅に南北方向の平均が二・二一五メートルを示す。

ただし、南側の一間に関しては、二・

八メートルと長い

のが特徴である。

南面の庇は梁間と

ほぼ等しく二・八

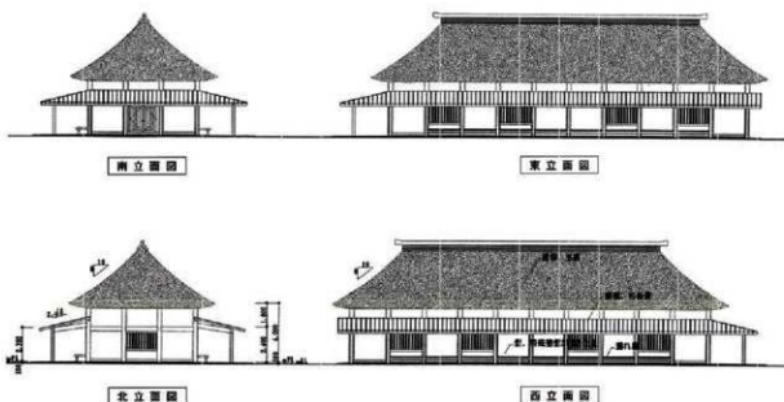
メートルとなる

たものと推測される。

さて、この大型の建物跡は、古志田東遺跡の中核をなす施設であり、母屋とみられる。床面積が約一九〇平方メートル、庇を含めれば約三三〇平方メートルの規模を誇り、東北地方でも最大級の施設となる。間尺は一定しない部分もあるが、参考に河川跡から検出

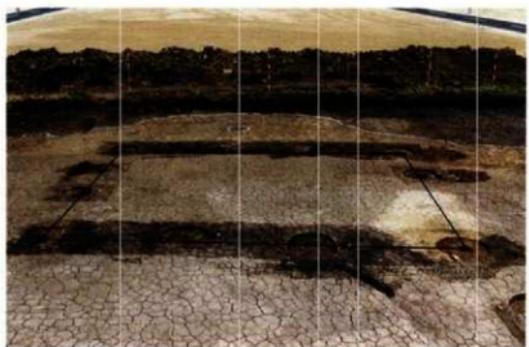


第5図 柱穴断面図 (B Y 1)



第6図 大型建物復元図

された物差し（表面高麗尺・裏面新尺と推定）で当てはめた場合、桁行が新尺（一尺三寸・二センチ）での七尺、梁間が高麗尺（一尺三五センチ）の八尺、同南庇内側の三尺と一致する。また、柱根に関しても建物が高麗尺で一尺となる三五センチ、庇が新尺八寸の二五センチを示していたが、実際に高麗尺を用いたかは今後の検討を要する。



第7図 北建物全景 (B Y 3)

屋根と推測される。

*作図及び原図 II
手塚・*東北芸術
工科大学宮本教授
のご教示による。

(2) 南建物跡

(B Y 7)

母屋から南に二八メートルの位置にある。東西長の
桁行五間、梁間三間と推測される建
物跡は、北側の五間と南側の一間を残す以外は水田耕
作の削平によって

失われており、明確にできないが、推測される間尺としては桁行新尺の七尺、梁間八尺と想定できる。
確認された掘方は、五〇センチのほぼ円形を指し、深さは五センチ・一〇センチであった。柱穴の一つより直径二五センチの柱根が確認されている。

(3) 北建物跡 (B Y 3)

東船着場に隣接する建物で、桁行三間、梁間三間となつていて、東面の一間だけが不自然に開いている。おそらく入口部分にあたるものと考えられる。

掘方はほぼ隅丸方形で、〇・七メートル×一メートル、深さ五〇センチ、八〇センチに柱根が残存している。柱根の太さは母屋と同じく三五センチであった。柱尺は桁行平均が一・五メートル（八尺）に対し、梁間を二・二メートル（七尺）にすることによって東西長の建物としている。東船着場に接していることや柱根が母屋と同等に太いことなどを考慮すれば、倉庫の機能として存在したものとみら

(4) 西建物跡 (B Y 2・B Y 4)

母屋の南側から約九メートル離れて桁行六間、梁間二間の東西長の建物跡 (B Y 2) とその北側にやや東側に傾くよう東西に細長く存在する桁行四間、梁間一間の建物跡 (B Y 4) の二棟がある。

先の六間×二間の建物跡は中央に間仕切りを有した切妻

造りとみられる。

円形から稍円形の
四五センチ、六〇
センチ、深さ四〇
センチ前後の掘方

を示し、二箇所か
ら直径約三〇セン
チの柱根が確認さ
れている。柱間は
桁行がほぼ二メー
トル、梁間が二・
五メートルを測る。

後者は直径が四
〇センチ前後、深
さ三五センチの円
形プランの掘方を示す建物跡で、柱根はなく柱痕として
二五センチをなす。柱間は桁行が一・八メートル、梁間が二・
二メートルの平均二メートル、梁間が二・五メートルとなる。
注目されるのは、両者の建物とも柱間の長さがほぼ一致し
ている点であり、新尺を用いると桁行七尺・梁間八尺と符
号する。



第8図 西建物全景 (BY 2)

約四〇メートルのBY 5の二棟で構成される。両者の建物
は、南北に一八メートルほど離れて存在するのが特徴であ
る。前者は西側を電柱の設置によって失われているが、桁
行六間、梁間三間の東西長の建物跡で、ほぼ円形状の〇・
六メートル、一・二メートル、深さ五〇センチの掘方に直
径三五センチ前後の柱根が伴っている。柱間は桁行が平均
一・四メートル新尺の八尺、梁間が平均二・二メートル
の同七尺を示して
いる。

いる。

後者は南北長を

示すもので、桁行
三間、梁間二間の
小規模な建物跡で

あるが、掘方は長
方形プランの〇・
八メートル、一・
三メートルと比較

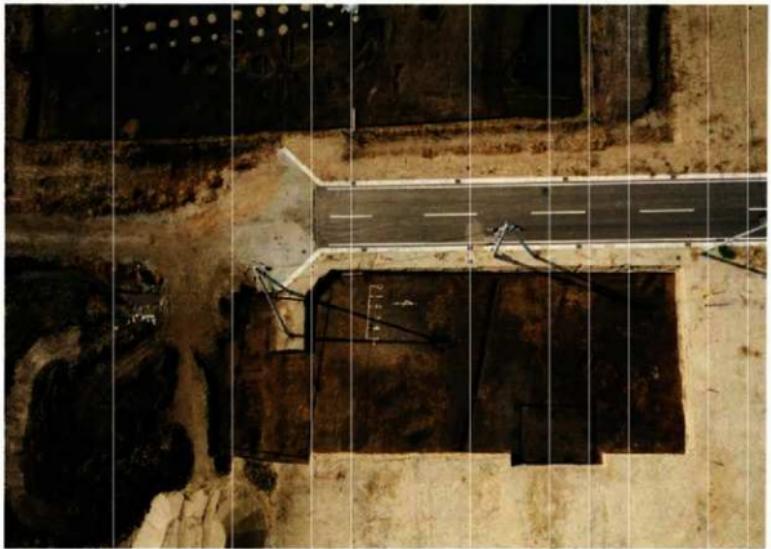
的大きく掘つてあ
る。柱根は存在し
ないが、二八セン
チ前後の柱痕跡を
しめす。深さは約

母屋の東側二六メートルに位置するBY 6と北建物の東
⑤東建物跡 (BY 5・BY 6)



第9図 西建物全景 (BY 4)

四〇センチであつ



第10図 東建物全景 (B Y 5・B Y 6)

た。柱間は桁行が二・一メートル、梁間が二・七五メートルと単純に高麗尺を用いれば、桁行が六尺・梁間が八尺と符合する。

三 土 壤

母屋のB Y 1の東側、北側及び西側の周辺を中心として東建物の北西と西建物跡の南西側にみられる。平面形は円形・橢円形・不整方形を呈し、長径〇・九メートル×二・三メートル、深さは〇・三メートル×〇・五メートル前後を示すものが主体となる。土壤の一部に建物跡の柱穴を切つて構築するものも存在していることは、土壤の大半が建物の廃絶した後に掘り込まれた可能性が高い。

また、母屋の東西に面した土壤内からは赤焼土器や須恵器壊の一括土器、それに「東」と書かれた墨書き土器等とともに多量の焼土と炭化物を混入するのも特徴である。強いて言えば、母屋を含む建物群の廃絶もしくは移転に伴つての不要品を焼却処分した痕跡と推測される。同様な痕跡は置賜郡衙の有力な候補として注目されている大浦B遺跡でも認められている。

四 井戸跡

北建物の南東に隣接して一基認められた。平面形が円形状をなし、直径一・五メートル、深さ一・二メートルを測

る。掘方はほぼ垂直であり、中間頃から下部になると方形に掘り込んでいることで、当初は板材を井桁状に配する井戸跡であった可能性が高い。遺物は検出されていない。

五 溝状遺構

西建物跡に接する一基と東建物を区画するように東西に延びる二本の三基がある。前者は幅二〇センチ、深さ一〇センチ前後の長さ一二メートルの浅い溝跡で内部から二点の須恵器坏が検出されている。建物の排水をなす施設の可能性がある。後者は、東側から西側に横断する幅五〇センチ、深さ三〇センチ前後で真っすぐ延びる溝であり、河川跡に接続するものとみられる。内部からは須恵器坏と赤焼土器一〇点が出土しているが二点の土器に「東」と書かれた墨書き土器が認められている。東建物跡に設けられた排水溝と推測する。さらに、幅四〇センチ余りの深い溝の一部も併行して存在するが、途中で消滅することから遺跡に関するかは不明である。

六 河川跡

調査区の西側から南北方向に検出された旧掘立川とみられる河川跡（K-Y-1）で、確認された最大幅が一一・二メートル、最も狭い箇所で六メートルをなす。河川の調査区中央には、丸太一〇本を直角に配列した橋状遺構と北側

建物の西側に人工的に掘り込んだ不整円形状の船着場を東西二箇所に配備している。

深さは、全体的に南側が浅く、北側及び東側に進むと緩やかに深くなつておらず、一・五メートル～二メートルである。河川の立上りは東側がほぼ垂直となつていてのに対し、西側の対岸はなだらかな斜面となつて泥炭質の湿地帯が西側方向に続いている。

今回の調査で確認された河川跡は、トレーンチも含めると約一六〇メートルになる。河川は不規則に蛇行しながら南から北に向かつて緩やかに流れている。遺跡から北側の約五〇〇メートルの地点で行った試掘調査より本河川の一部とみられる落込みが確認されている。河川の明確な流路に関しては推測の域をでないが、現在の地形状況を参考にした場合、概ね南原の市布付近で松川から支流として独立したと思われる。さらに河川は、北東部に進み古志田東遺跡を横断し、林泉寺付近を北上しながら現在の米沢城二の丸の西側で新掘立川と再び合流していたものと考えられる。

出土遺物であるが、上流から流れてきた流木とともに堆積層の中間から底面にかけて集中し、母屋の西側にあたるB・G区の東側よりは特に顯著に認められた。出土状況を簡単に述べると、A区は比較的出土量は少ないが、B区よりにかけて土師器・須恵器等の土器群が集中し、北東側では修羅が確認されている。B・C区では、建物に使用した



第11図 河川跡調査状況

と考えられる部材や土器に墨で文字が書かれたある墨書き土器と赤焼土器を中心とした多量の土器群がまとまって出土している。E・F・G区は、須恵器坏・赤焼土器・土師器坏の他に木簡・木椀・弓・修羅・鑑等の木製品が特徴的に出土している。H・I区では土器は比較的少ないが、鉢・弓・椀・曲物等の木製品が中心であった。

①西船着場
河川の西側に設置する長径七・五メートル、深さ一・六メートルの半円形に掘られた施設で、河川に接続するよう北側にそつて溝状に底面を掘り込んである。遺物としては板材と木椀一点、赤焼土器一五点と比較的少なかつた。

②東船着場
不整円形状の人工的に掘り込んだ池状の船着場であり、



第12図 河川内部の木橋状遺構

河川の東側に設置した長径一〇メートル、最短部が五・六メートルと河川に接する部分が極端に狭いのを特徴としている。深さは一・五メートル前後であるが、中央部がやや深くなつておらず、一・八メートルを測る。遺物は、木簡三枚含む木椀・ホーク等の木製品や赤焼土器を中心とした一括土器が底面に沿つて認められた。特に注目したいのは、船荷人足の動員を表す木簡の検出であり、船着場の存在を具体的に示すものである。

③木橋

西建物群に近い河川跡の上層から確認された。河川の最も狭い箇所を選定して、太さ二五センチ前後の柱状丸太と一〇センチ前後の細い丸太を河川に直角に設置してある。橋跡と推測されるが、川が廃絶した後の堆積層に設置した

可能性もあり、建物群が機能していた時期と一致するかは検討を要する。

第三節 検出された遺物

一 遺物の概要

今回の調査で出土した遺物は、整理箱で約二〇〇箱が検出されている。遺物の大半は旧河川跡の覆土内部からによるもので、赤焼土器・須恵器・土師器等の坏形態を主体とした土器と木簡・木梳・物差し・修羅・弓等の木製品とに分けられる。ここでは、土器と木製品に大別して説明を加えるが、木簡に関しては一括して後述する。

二 出土土器の概要

検出された土器群を分類すると土師器・須恵器・赤焼土器・両黒土器の四種類に分類される。土器群の大半は、坏形態によるもので占められているが、僅かに須恵器の甕形土器と壺形土器、それに土師器の鍋や甕形土器が認められるにすぎない。坏類は、完形・一括土器を含めると約二千点に及ぶが全體的な数量の把握はこれからである。現在、復元した中で数量的な比率を要約すれば、全体の約七〇%が赤焼土器、約一八%強が土師器、約一〇%弱が須恵器、それにより約二%程度の両黒土器が存在するものと考えている。

また、坏類の中には、炭化物や煤が顯著に付着した灯明皿に転用したと推測される坏類や墨の受け皿として使用した坏類が約二〇〇点ほど確認されている。さらに、文字が書かれた墨書土器も多数出土している。以下、簡単に種別ごとに概要を記す。

① 土師器坏（第17図4）

黒炭化処理を施してある内黒土師器と両黒土師器の坏を中心として、僅かに甕形土器と鍋が認められる。内黒土師器坏は、高台を示すものと示さない二通りがあるが、その比率はほぼ同じであった。底部の切離しは全て糸切りを示し、約半数の底辺部に対し手持ちのヘラケズリもしくは回転ヘラケズリの調整を施すのが特徴で、中には底部調整まで及ぶ坏類も存在する。大きさは、一二センチ以内を示すもの。一四センチを中心とするもの。一六センチ前後の大型坏の概ね三通りがあるよう、高台坏は中間の一四センチ前後に集中している。

後者の両黒土師器は全てが高台を有し、口径が一二センチ前後と小さめである。この中には、鋭利な刃物で刻んだ刻線文字を示すもの「東」二点が含まれている。遺物の年代であるが、底辺部を主体的にヘラケズリ調整を行う土師器坏の技法から八世紀末頃～九世紀の前半の年代を与えることができる。これら底辺部を主体にケズリ調整を施す手法は、回転糸切による切離し技法の初期段階に

顯著にみられる調

整法であり、米沢

市横山B遺跡の坏

類や笹原遺跡Ⅲ層

出土坏に類似して

いる。

しかし、高台坏

を分析すると高台

部分が単調に立ち

上がる特徴と器高

が比較的高く外側

に僅かに開くなど

の形態を考えた場

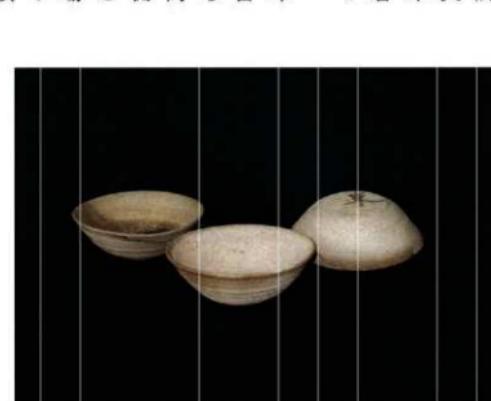
合、米沢編年のV

期（九世紀前半頃

から九世紀後半）の範疇で捉えることも可能である。



第13図 土師器坏



第14図 須恵器坏

②須恵器坏（第
17図1・第18図
1）

切りの須恵器坏類

で、高台を有した

Ⅲ三点を除く全て

の坏が高台を伴わ

ない。底部が平坦

で斜めに立ち上が

る脣部とやや弧状

に立ち上がる二者

があり、口縁部が

外反するものは僅

かである。これら

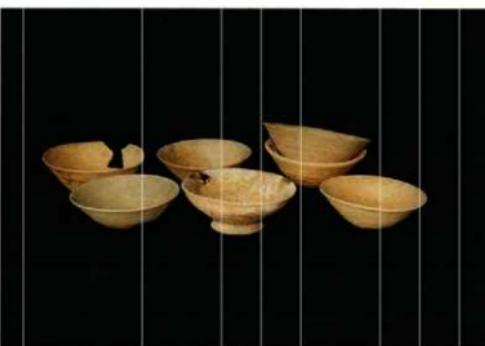
の特徴は、川西町道伝遺跡や笹原遺跡Ⅲ層出土坏に類似し、

概ね米沢編年でいうⅣ期～Ⅴ期にみられる特徴である。

③赤焼土器〔第18図2・第17図2・3〕

特徴は、清水北C遺跡や竹井境B遺跡と類似し、一〇世紀の初期段階に位置付けられるもので、九世紀に遡る可能性は少ないものとみられる。従つて、土師器坏をみると、九世紀中葉から一〇世紀初頭と推測するのが妥当と考えている。

一方、両黒坏は器高が高く、高台がやや外反気味に開く特徴は、清水北C遺跡や竹井境B遺跡と類似し、一〇世紀の初期段階に位置付けられるもので、九世紀に遡る可能性は少ないものとみられる。従つて、土師器坏をみると、九世紀中葉から一〇世紀初頭と推測するのが妥当と考えている。



第15図 赤焼土器

跡では、八世紀末頃から赤焼土器の出現を見る。その出土する比率は極僅かとなつており、九世紀から一〇世紀に入つてもそれほどの増加傾向は示されない。

もちろん、古志田東遺跡のように赤燒土器を主体とした遺跡も確認されていないのである。

この状況を遺跡の

点のみが「十萬」「山田西」「千方百方」「雲」「布」「王口」となり、他に不明が二四三點となる。

文字の全体としては、墨書き土器特有の吉祥文字が目立つといえる。この中で注目される墨書き土器を上げると

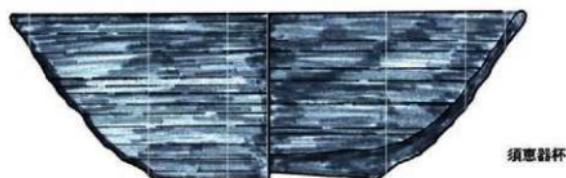
特殊性や年代的相違と捉えるかは今後の検討課題となる。
④墨書き土器〔第17図・第18図〕
今回出土した墨書き土器は、土師器・須恵器・赤焼土器等の坏類の胴部や底部に書かれたもので、断片や不明なものを持めると現在の整理段階で四〇二点が認められている。その内訳を多い順に列挙すると「呪術絵」七〇点、「木」三八点、「東」二〇点、「山田」二一点、「達建」四点、となり、二点の確認が「五万」・「欠欠」・「吉」・「生」で、一



第16図 墨書き土器「呪術絵」

点のみが「十萬」「山田西」「千方百方」「雲」「布」「王口」となり、他に不明が二四三點となる。

文字の全体としては、墨書き土器特有の吉祥文字が目立つといえる。この中で注目される墨書き土器を上げると第一に呪術絵の七〇点がある。一筆書きで螺旋を描くように四~六個の花弁状の輪を一単位として上から下に展開するように描く不思議な文様表現である。通常は一単位を基本としているが、中には複数に及ぶ場合もある。特異な例としては、外面に一〇単位、内面に八単位を不規則に配しているのも含まれている。おそらくは、祭祀に係る呪術記号の一種と考えざるを得ないが断定することはできない。類例として山形市今塚遺跡がある。



須恵器杯



赤焼土器



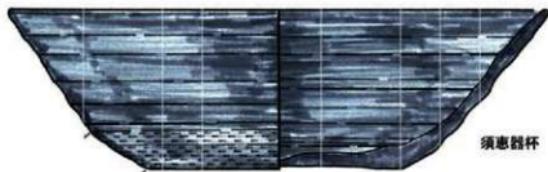
赤焼土器



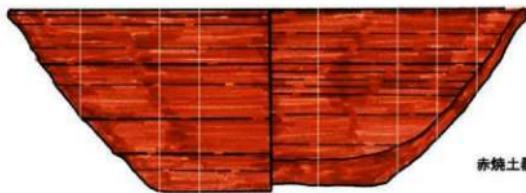
内黒土器杯



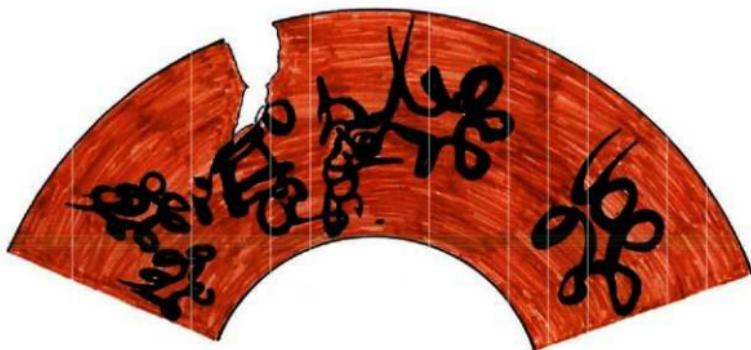
第17図 土器実測図 (1)



須恵器杯



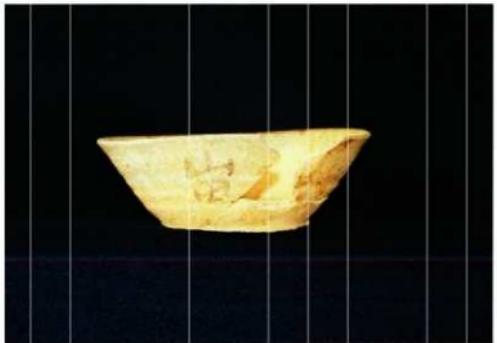
赤焼土器



第18図 土器実測図 (2)

次に「山田・山西」の墨書に注意したい。遺跡から南北一キロメートルの小高い微高地に「山田山」の小字が現存しており、当時の豪族屋敷となんらかの関連を示す可能性が指摘される。

そして最後に注目するのが「東」と記された墨書土器である。母屋を中心とした東にあたる建物跡を指すのかは断定できないが、母屋の東二五メートルには母屋に次ぐ規模の三間×六間と二間×三間の二棟からなる東建物が存在することは注目すべきである。



第19図 墨書き土器（山田）

中する傾向を示し、木簡六〇点や修羅四点を含む約五〇〇点の貴重な木器類が検出されている。

これらの木製品は、用途の種別より日用・農具・武具・祭祀・建材等の五種類に分けられることも可能であるが、ここでは、代表的な木製品を中心にして説明を加えたい。

① 挽き物

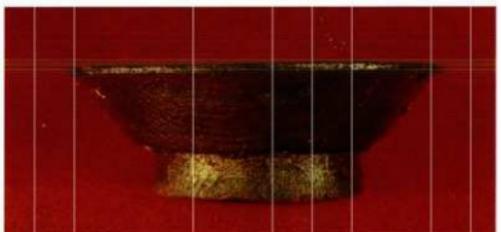
口クロ挽きによる椀類等で、破片を含めると約九〇点の製品が検出されている。これらの仲間は形態より次の二三類に分類することが可能であった。

・ 椭A型〔第32図1・2〕

口径の平均が一六センチ。灰釉陶器を模倣したと推測される椀類で、やや外反する口縁部と低い高台をもつのが特徴である。1は器壁が平均的に調整し、両面を素地漆を施している。三点ある。

・ 椭B型〔第32図3〕

木製品の大半は、河川跡の中層から底面にかけて出土した。特に、母屋の西側から蛇行する東側の範囲にかけて集



第20図 挽き物「木椀」

・椀D型〔第32図5～7〕

口径が一三センチ～一七センチ。外反する高台から「く」字状に立ち上がる椀類で器高が高く器厚の特徴をもつ。五点認められている。

・椀E型〔第32図8〕

口径の平均が一二・二センチ。直立する高台から直角に胴部を有し、斜めに口縁部に向かう小型の椀類で、法量が極端に少ない。二点ある。

・椀F型〔第32図9～12〕

口径が一二・五センチ～一三・三センチ。高台が発達した小型の椀類で、厚底に整形しているために法量が少なく皿状を有している。胴部がやや丸みを帯びながら口縁部が外反するのが特徴である。七点ある。

・皿A型〔第32図13〕

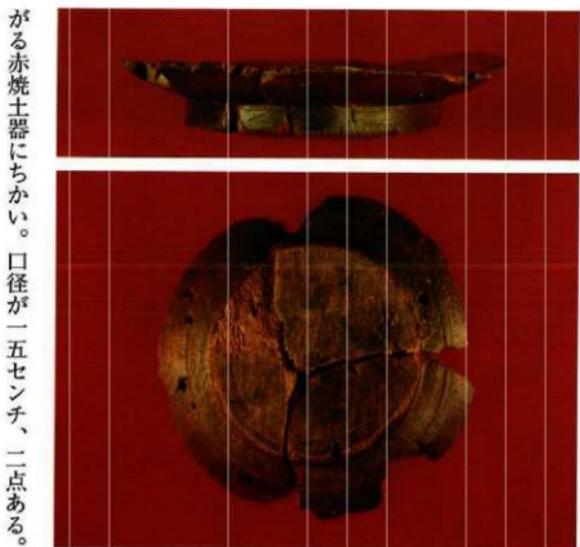
口径の平均が一四・六センチ。高台と器高の比率が等しいのを特徴としている。須恵器の高台皿を模倣しているものとみられる。三点ある。

・皿B型〔第32図14〕

口径が一三・三センチ。高台から直角に近い形で口縁部に向かい、口唇部を極端に薄く仕上げている。底部に墨書きが書かれている。一点のみ。

・皿C型〔第32図16〕

口径が一七・二センチ。無高台の椀類で、底部が広く斜



第21図 洗き物「皿」

がる赤焼土器にちかい。口径が一五センチ、二点ある。

・椀C型〔第32図4〕

口径の平均が一六・二センチ。高さ五・五センチ前後の高台を有する須恵器を模倣した椀類である。三点出土している。口縁部が外反し胴部がふくよかに張り、高台が垂直に位置している。器厚が極端に厚く法量が少ないので特徴としている。三点ある。

めに立ち上がるのが特徴とする。須恵器坏を模倣したものとみられる。両面に素地漆を施している。二点ある。

・皿D型〔第32図17・18〕

口径が一六・五センチ～二〇・八センチ。器高が著しく低い無高台の椀類で、皿に近い形状をなす。四点ある。

・皿E型〔第32図19〕

口径が一四・八センチ。底部からの立上りが円弧を描くよう口縁部に立ち上がるのを特徴とし、両面に素地漆を施している。一点のみ。

・盆A型〔第32

図20・22～24〕

口径が一八・二センチ～二〇・四センチ。平坦

もしくは僅かな

円弧を底部に配して緩やかに弧

状を呈しながら

口縁部に向かう

ことから盆に分

類した。八点出

土している。

・盆B型

〔第32図21〕

推定口径一三

センチ。かわらけに類似した小型の盆類である。二点ある。

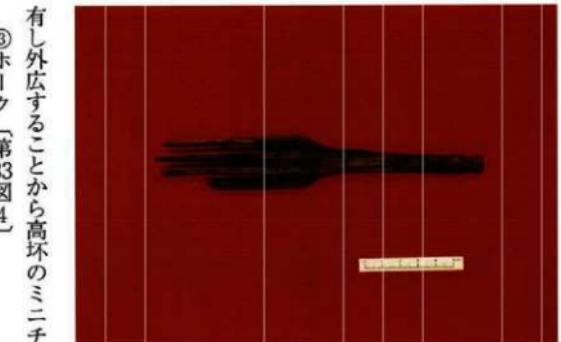
②白状木製品

〔第32図15〕

器高四・二七

センチで小形の臼状に仕上げている。上部は垂直な坏状を示すが、脚部でくびれを

有し外広することから高坏のミニチュア品の可能性もある。



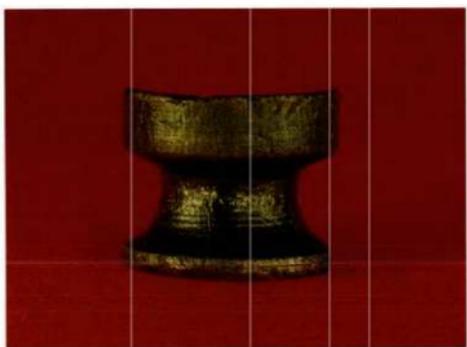
第23図 ホーク状木製品

③ホーク〔第33図4〕

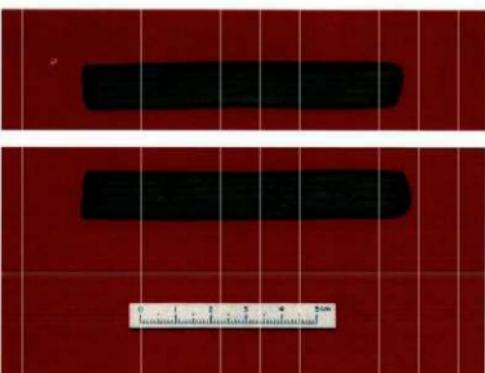
鋸引で四箇所に又を有したホーク状の木製品である。現代の形状に類似する精巧な仕上がりで、全体の長さの半分を刃部とし、握部を丁重に削り出して棒状に加工している。先端には紐を結ぶためのものか刻みを施している。

④釘状木製品〔第33図5〕

棒状の一端を残して削り出し、釘状に仕上げている。一



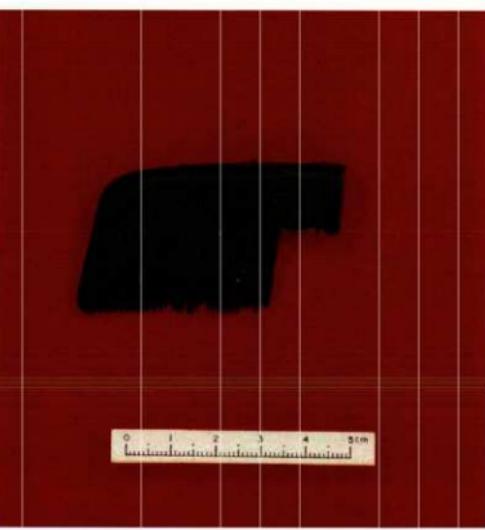
第22図 臼状木製品



第24図 物差し

⑤物差し
〔第33図2〕

見、千枚通しのようない形状を示しているが用途は不明である。金属製品の見本金型「鉄釘」の考え方もあるが、同様な金属製品の出土はなく断定することはできない。



第25図 横櫛

物差しの断片である。両面に寸と分のメモリが刻まれている。下段2 b面の一寸単位が三・五センチ、上段2 a面の一寸単位が三・一二センチと下段の単位がやや長めとなる。この相違を高麗尺と新尺を併用する物差しとする考え方もあるが、なお検討の余地がある。

⑥横櫛〔第33図3〕

横櫛の欠損品である。鋸引で加工した刃は、一・五ミリの一定した間隔で刻んでおり、中央での長さ四センチを測

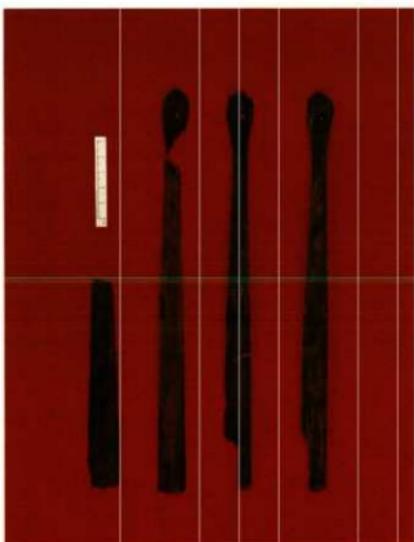
る。ゆるやかな円弧を有する上端部は丁重な研磨と漆が施されている。

⑦舞鑓支具〔第33図1〕

舞鑓の火鑓棒を支える支具で中央に円孔と端に紐を結ぶための切り込みがある。

⑧桧扇〔第34図3～5〕

東船着場の底面より三本重なつて出土した。下端を圭頭状に仕上げてくびれをもたせながら先端部に直行する。要



第26図 桧 扇

部分には三ミリの穿孔をもつ。

⑨ 錘〔第34図6〕

木の枝分かれ部分を利用して、枝が握り、幹が鍔の装着部分となる。幹本体の風呂部には、先端から中央に稜線を柄の接続箇所に向かうように盛り上がり、凸レンズ状の形状を保つことで素材の強度を図っている。風呂先端には刃先を固定するために切り込みと柄の下部には穿孔が認められる。全長が五一センチを測る。

⑩ 板材部品〔第34図1・2〕

機織等の機材の一部と推測される。1は横長の板状の中

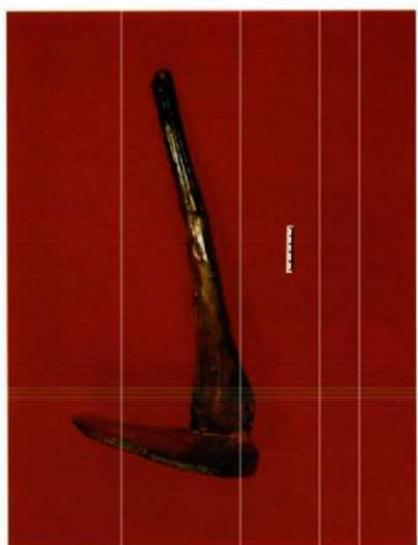
央に鋸状の刻みを有し、2は長方形の板材の端にホゾ穴が開けられている。

⑪ 鑠〔第35図3〕

漆を丁重に施した鑠であり、上部が欠損している。古代の鑠に関しては、川西町の道伝遺跡から素地の鑠が出土している他は例が少なく注目される。

⑫ 鉄斧装着具〔第35図4〕

全長二四・五センチ、鉄斧装着用とみられる木製品で他に例がない。中央に柄を装着するため三センチの穿孔を開け、上側面は直線的であるが下側面は緩やかな弧状を描



第27図 木製鍔

の使用法となる。

⑬ 机脚部〔第35図2〕

上端が方形で一方に切込状の段差、反対の下部にくびれを有しながら先端部へと細長くなっている。ほぼ中央にホゾ穴が開けられている。前机の脚部とみられる。

⑭ 勺 柄〔第35図1〕

細長い棒状一端を尖らせた勺の柄で、遺跡からは一五本出土した。太さが二センチ前後で、長さ八〇センチ、六〇センチを測る。一部にはひょうたんを輪切りにして装着したのもつかつている。

⑮ 弓〔第36図〕 针葉

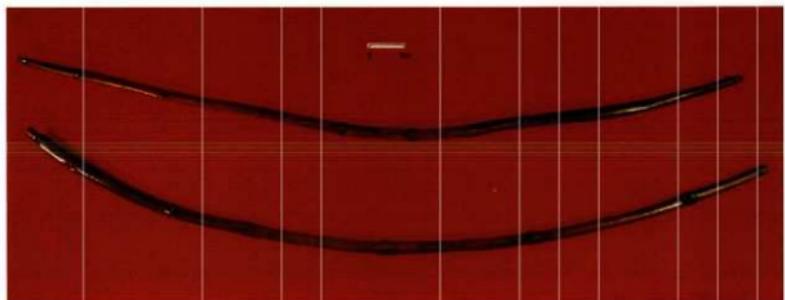
樹を使つた丸木弓で両端を左右から削り取つ



第28図 鉄斧装着具

きながら装着部分を左右から削り出し断面を橢円形に仕上げている。刃部の装着位置には鉄斧の装着と使用によって捲れ上げた痕跡が左右に観察される。

この木製具の使用痕跡から推測される鉄斧の使用方向は、柄に対して側面に刃部が装着する形態となり、手斧とは逆



第29図 丸木弓



第30図 独樂

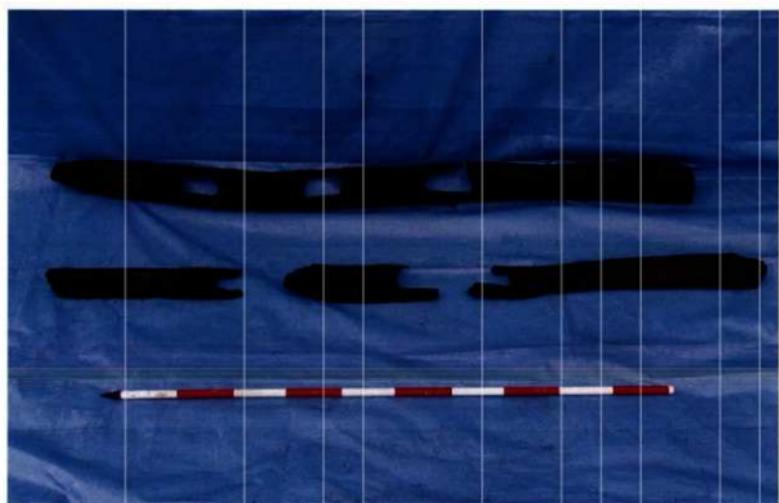
て弓筈を仕上げて
いる。全体に細身
であり、弓筈も簡
単に作ってあるこ
とから法弓等の儀
式用として用いら
れたものと推測さ
れる。破損したも
のも含めると一四点が検出された。最長の弓で一三五セン
チであった。

⑩独
樂

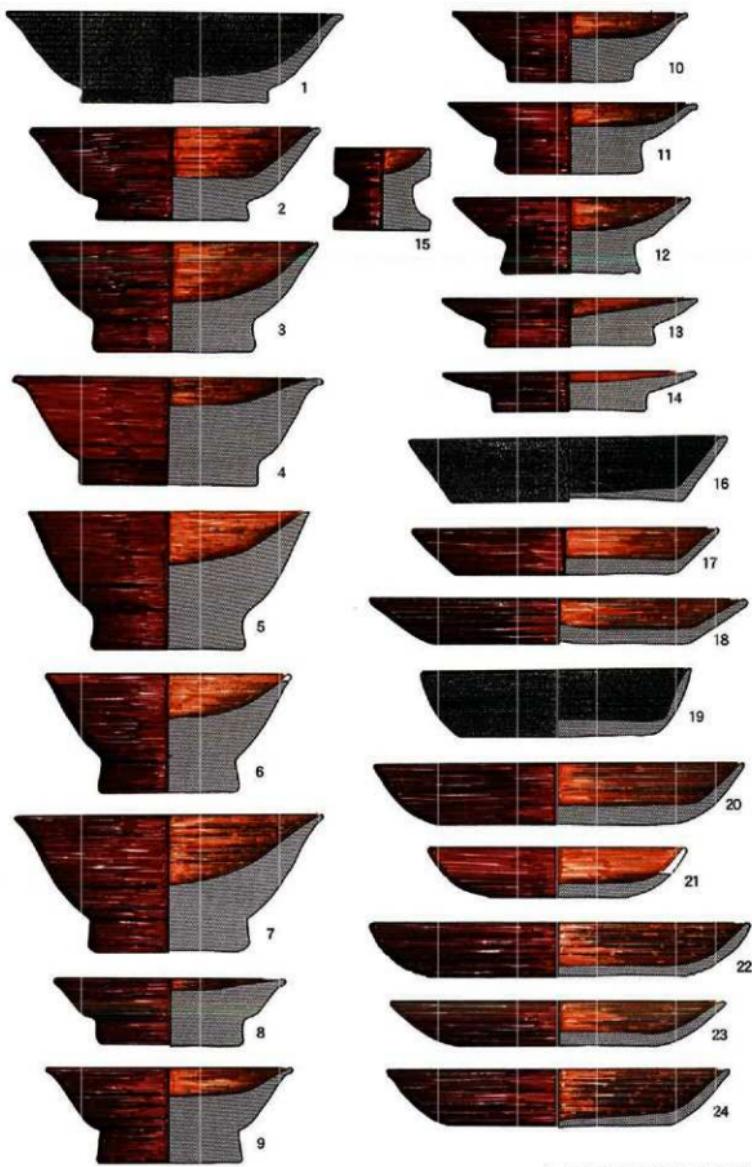
細長い円錐状をなす独樂であり、直徑四・二センチ、長
さ六・一センチを測る。木の中心部を利用して表面を丁重
に削って仕上げてある。独樂の出土に関しては県内では初
めてとなるもので、豊かな豪族屋敷での娛樂の一端を垣間
見る。長野県更埴市屋代遺跡に類例がある。

⑪修
羅

丸太を継に割って先端を尖らせ、側面にホゾ穴を等間隔
に設けたものである。形状の整っている修羅で長さ二・七
メートル、幅二二センチ、厚さ一四センチに、五〇センチ
間隔で一〇センチ×一五センチのホゾ穴が付随する。破損
したものを含め四本検出されている。二単位を組にしてホ
ゾ穴に横材を組み込んでソリのような使用が考えられる。



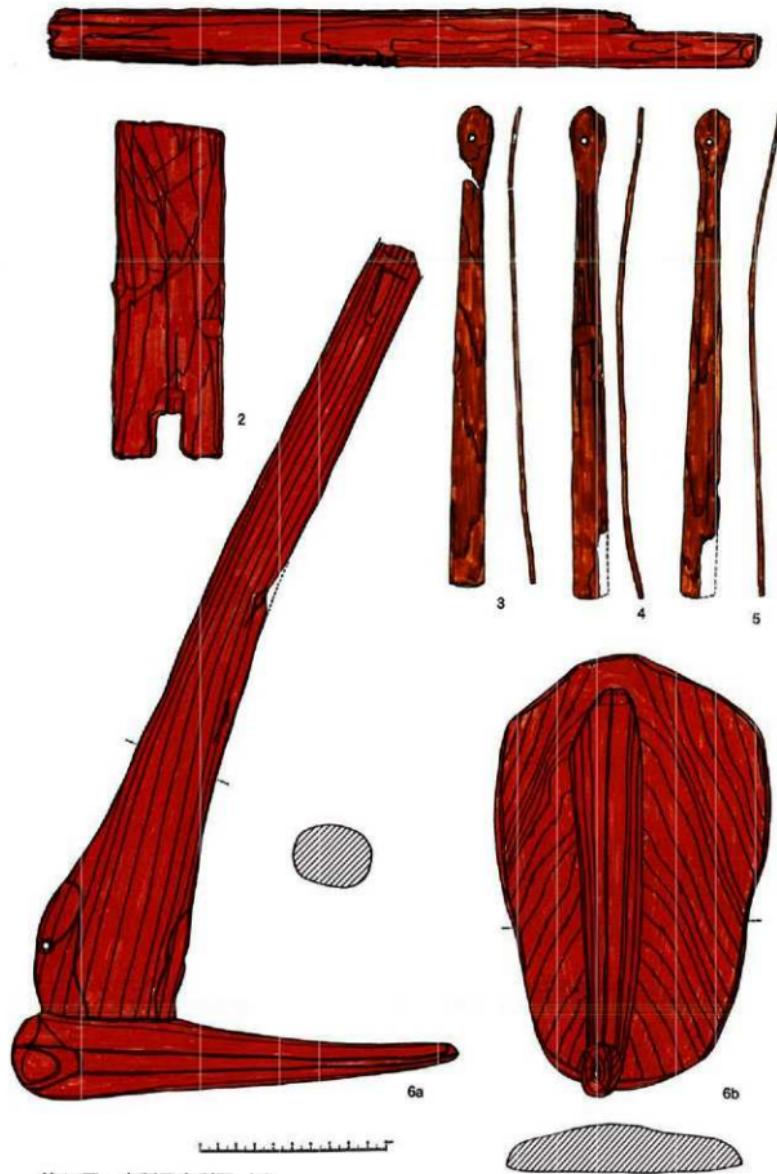
第31図 修羅



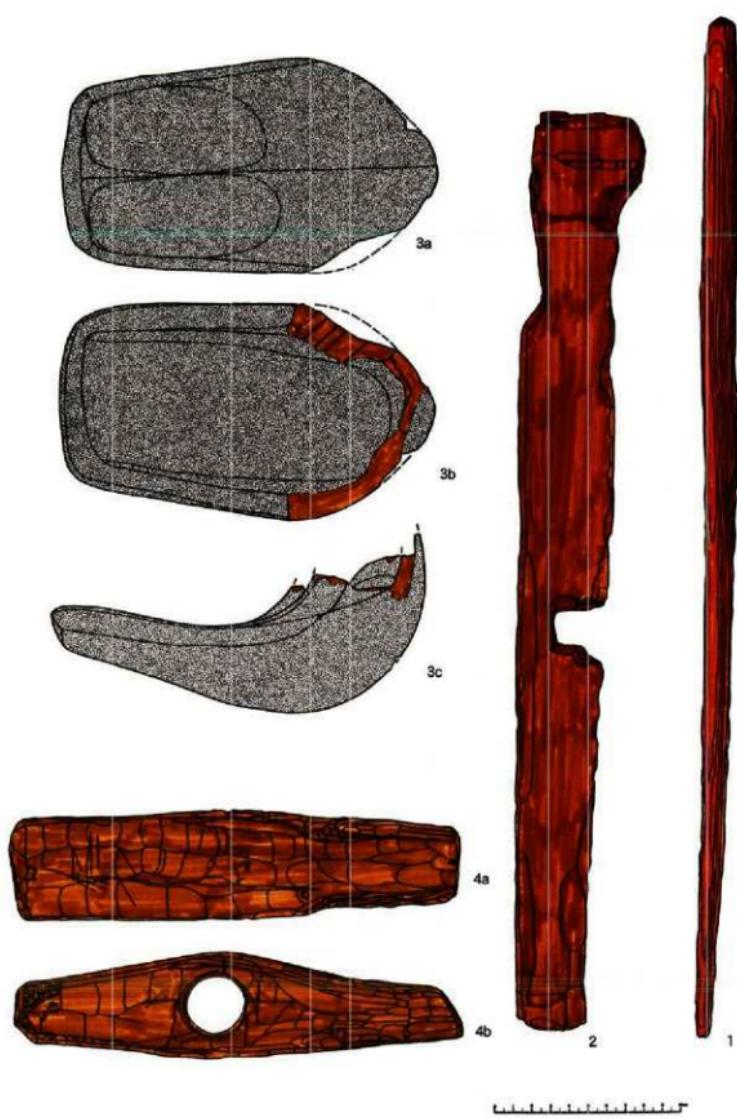
第32図 木楔実測図



第33図 木製品実測図 (1)

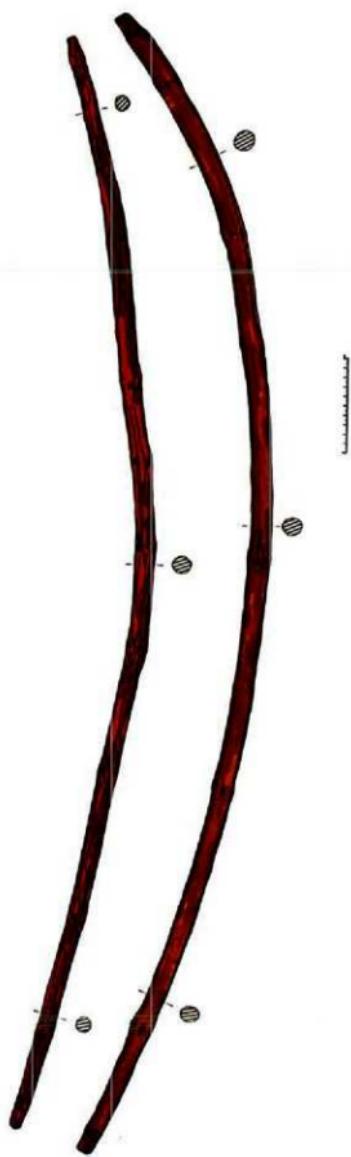


第34図 木製品実測図 (2)



第35図 木製品実測図 (3)

第36図 丸木弓実測図



第四節 古志田遺跡出土の木簡

一 出土木簡の概要

河川跡のC区・E区と東船着場を中心に検出したものである。七月六日の段階で確認した三〇点の木簡については、木簡の解説を依頼した国立歴史民俗博物館教授の平川 南先生の指導で、財團法人山形県埋蔵文化財センターのご好意による赤外線テレビカメラを用いて分析し、一七点の板材に何らかの墨痕を確認することができた。

その後の調査で出土した木簡と推測される一〇点と木製品の整理の中で疑わしい木材を東北芸術工科大学の仲野 浩教授のご好意で赤外線テレビカメラを借用して検討したところ、一三点の木簡を新たに確認することができた。最終的な木簡数としては六一点で、文字が認められる木簡は三〇点であった。ここでは、八月六日に平川 南教授が発表報告された先の木簡内容を掲載し、その後に判明した資料を加えて説明する。

①第一号木簡〔第38図3〕

・「有宗」

・「案文」

(四五) ×二〇×七

この木簡は、「題箋軸」と呼ばれるものに属する。題箋軸は一般に、短冊形の一枚の板から削り出して題箋部と軸部を作れるが、本木簡は軸部が根本から欠損し、題箋部のみが遺存したもの。裏面の文字の字配りが特異*である。

糸文は「有宗案文」と解説する。「案文」とは文書の控えを意味し、本遺跡において、某氏の有宗という人物の作成した文書を巻子仕立てで保管していたことを示すものである。「有宗」は人名で、ウジ名が省略されているが、施設内のみで用いられる場合、題線などにウジ名を省略する場合がある。*その後、拡大した写真を分析すると「案文」は「安右文 カ」の三文字と配列されていた可能性もある。

(2) 第二号木簡 [第38図1]

丁九人

女廿一人

又卅九人

男八人

丁九人

女廿一人

又卅九人

男八人

(二六五) × (一九) × 五

上端と右側面の一部が欠損している。内容は、田人を勤員し、その人数を数度にわたり、累計した記録簡と考えられる。田人については、「古語拾遺」の御歳神の冒頭に「一いは、昔在神代に、大地主神田を營る日に、牛糞を以て田人に食はしめき」とみえる。田人は、農耕の民、田作りの民の意味として用いられている。木簡の例では、福島県いわき市荒田目条里遺跡出土の第二号木簡があげられる。

(积文)

「郡符、里刀目、手古丸、黒成、宮澤、安継家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、圓隱、百濟部於用丸

真人丸、奥丸、福丸、篠日丸、勝野、勝宗、貞継、淨人部於日丸、淨野、舍人丸、佐里丸、淨継、子淨継、丸子部福継 足小家

壬部福成女、於保五百継、子槐本家、太青女、真名足 子於足

合卅四人

右田人為以今月三日上面職田令殖可□ 如件 不

奉宣別為如任宣

大領於保臣

以五月一日

一

記載内容は、田人二十九人の内訳として正丁男九人、女二十人、次に三十九人の内訳として男八人、女三十一人が記されている。女性の人数が七、八割を占めている点が注目される。

(3) 第三号木簡〔第39図1〕

丁二百□

・ □百五十八人

小廿人

男廿人

卅人

小一人

(九九) ×一九×四

原形は短冊形と想定されるが、上・下は欠損している。

内容は、第二号木簡と同様に動員した労働者に関する記録簡である。

オモテ面にみられる総勢二五八人の内訳は、「丁」二三八人と「小」二十人となつてゐる。「丁」「小」は年齢区分を表しており、「丁」は正丁（二歳～六〇歳）、次丁（老丁）（六一歳～六五歳）、中男（大宝令では少丁）（二七歳～二〇歳）を意味し、「小」は、小子（四歳～一六歳）を意味するとみられる。

裏面は、第二号木簡と同様、数度にわたる労働の一回ごとの内訳を記録しているものと考えられる。「男」「小」という分類の仕方は、オモテ面の「丁」「小」と対応しているものとみられる。労働の内容は不明だが、本遺跡内において、男性の労働力を大規模に動員した際の記録簡といえるだろう。

(4) 第四号木簡〔第38図2〕

・八斗六升□□人万呂

(九八) ×(一九) ×四

現状は、上端部の左右に切り込みがあり、付札の形態を呈しているが、本来は短冊状の文書木簡であったものを二次的に付札状に改変したものと考えられる。書かれている文字は、付札に対応するものではなく、付札に加工する以前の記載が残つたものであろう。本木簡は本来、米などの数量と人名を列記した文書木簡であったものと推測される。

(5) 第五号木簡

「三斗八升」

((一四一)) ×三一×四

下端欠損。裏面は墨痕跡が全く認められない。数量「三斗八升」のみの記載で、詳細な内容は不明である。

(6) 第六号木簡 [第40図1]

「 \checkmark □□一石」

材の上部の左右に切り込みを入れ、下端を尖らせてある。裏面には全く墨痕はない。「一石」は初の数量を表している。上の二文字は「善□ カ」人名を表している可能性が高い。「善□ カ」からの租税（田租）の徵収を表しているものと考えられる。また、平川氏は「長彦 カ」の可能性も指摘している。ながひこは稻の品種を意味しており、「長彦」と確認できれば、福島県矢玉遺跡出土の「長非子」とともに、「ながひこ」という同一品種が二つの地域で確認されたことになる。

(7) 第七号木簡

五十二束

((一七五)) ×15×4

本来の短冊状の木簡を、二次的に先端を尖らせた付札状に改変している。稲の束数と思われる「五十二束」のみの記載であるので詳細は不明といえよう。ただ、これまで各地の遺跡から出土した出舉に関する木簡が、

一、数量単位は原則として「束」である。

一、一人の貸付数は平均すると、四五束～五五束で程度である。

という特徴をもつてゐる(平川 南「金沢市金石本町遺跡木簡」石川県立埋蔵文化財センター「金本町遺跡」所収、一九九七)ことからすると、出舉関係木簡とみることもできる。

⑧第八号木簡

□万 七万 八万 九万 十一万 □万

(二四五) ×二九×二

上端欠損。形状は、材が極めて薄く、下端を尖らせている点など、斎串の特徴に類似している。この形状の特徴と、記載内容が「(数字)万」という点を考えあわせると、呪符的な性格を想定することができるであろう。

⑨第一一號木簡

「東」

一五×一五×七

曲物の底に「東」と墨書したものである。おそらくは、この施設内の母屋を中心として、東施設に備えた曲物容器に「東」と墨書したのではないかと推測される。

⑩第一二號木簡 [第41図]

「狄帶建一斛」

一四〇×三三一×五

材の上部の左右に切り込みを入れ、下端を尖らせた付札状の木簡である。裏面には全く墨痕はない。表面に「狄帶建一斛」と書かれている。「狄」は蝦夷を表す別称として用いられたもので、ウジ名を許さない差別用語である。「帶建」は人名で、「斛」は粉を表している。蝦夷の「帶建」に一石(斛)を与えたか、もしくは、租税の徵収を示すものと考えられる。

⑪第一三號木簡 [第39図2]

・ □□□□

(一六三) × (一六) × 四

上端が欠損している。從來の短冊状の木簡を半載して転用した木簡で、表面に「□船津運十人」と書かれている。裏面にも明瞭に墨痕が認められるが、破損していることから文字の判別は困難である。この木簡は、東船着場より検出したものであり、「船津」は船着場、「運十人」はその船着場で船荷の荷降に動員された労働者に関する記録簡である。

⑫第一四号木簡 [第40図2]
・「く羨□真人一石」

一五八×一七×五

第一二号木簡と同様に材の上部の左右に切り込みを入れ、下端を尖らせた付札状の木簡である。「羨□真人」は人名を表し、「一石」は糀を表している。「羨□真人」が供出した田租の徵収を示すものと考えられる。

⑬第一五号木簡 [第39図3]

・□□梁 子主□人

(一一一) ×一七×五

上・下端が欠損している。

⑭第一六号木簡 [第42図]

「□魚」

一三五×一三五×二六

挽き物「皿」の底部に書かれていたもので、「□」の一字か「□魚」の可能性もあるが判別できない。

二 出土木簡の要約

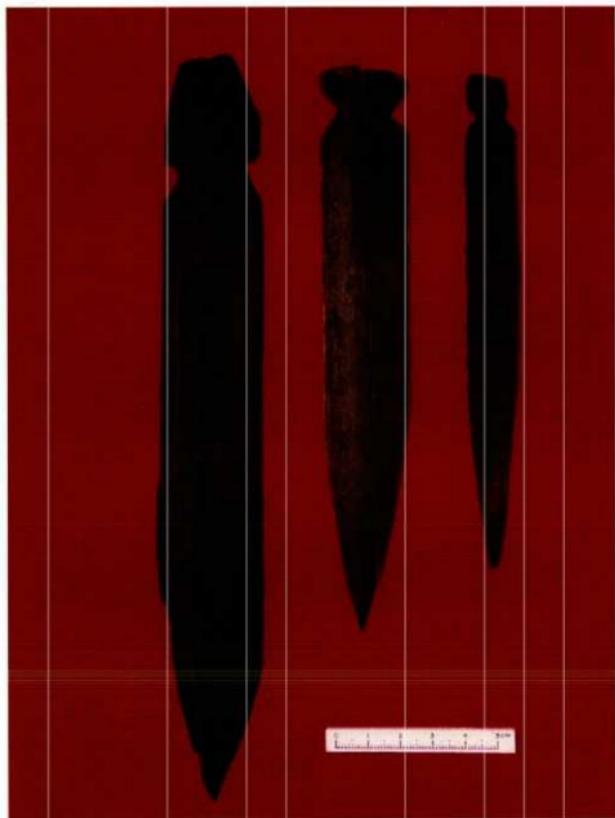
第一号木簡は、本遺跡における文書業務が、恒久的に実施されていたことを示す。

第二号、第三号木簡本遺跡が在地有力者層の拠点として、多数の労働力徵發を行っていたことを物語っている。その労働内容は、「田人」と女性労働者に象徴される農業經營と、二五八人にも及ぶ男性労働者の動員による何らかの大規模事業などが想定できよう。

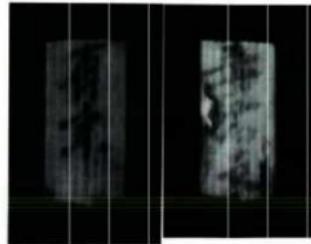
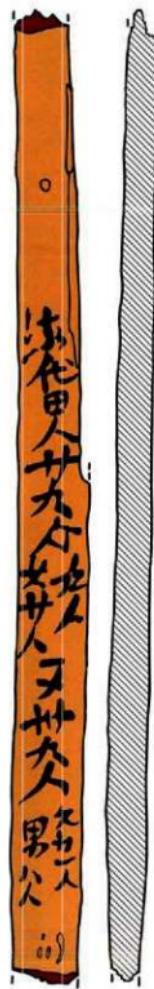
第一三号木簡は、「船津運十人」と船着場での労働を表すもので、河川による水運搬を利用した広域な物資の移動体制が計画的に確立していたことを示している。

第六号、第一二号、第一四号木簡は、母屋の主が、遺跡を拠点にした広範囲の地域を統轄監督し、租税までも徴収できる立場にあつたことを意味している。

これらを参考にすると、本遺跡は古代置賜郡内の有力な在地豪族に係る居館跡と考えられる。そして遺跡では、大規模な農業経営と河川を利用した物資の移動を行い、独立した行政機能を備えていた施設であることを十数本の木簡は如実に物語つているのである。

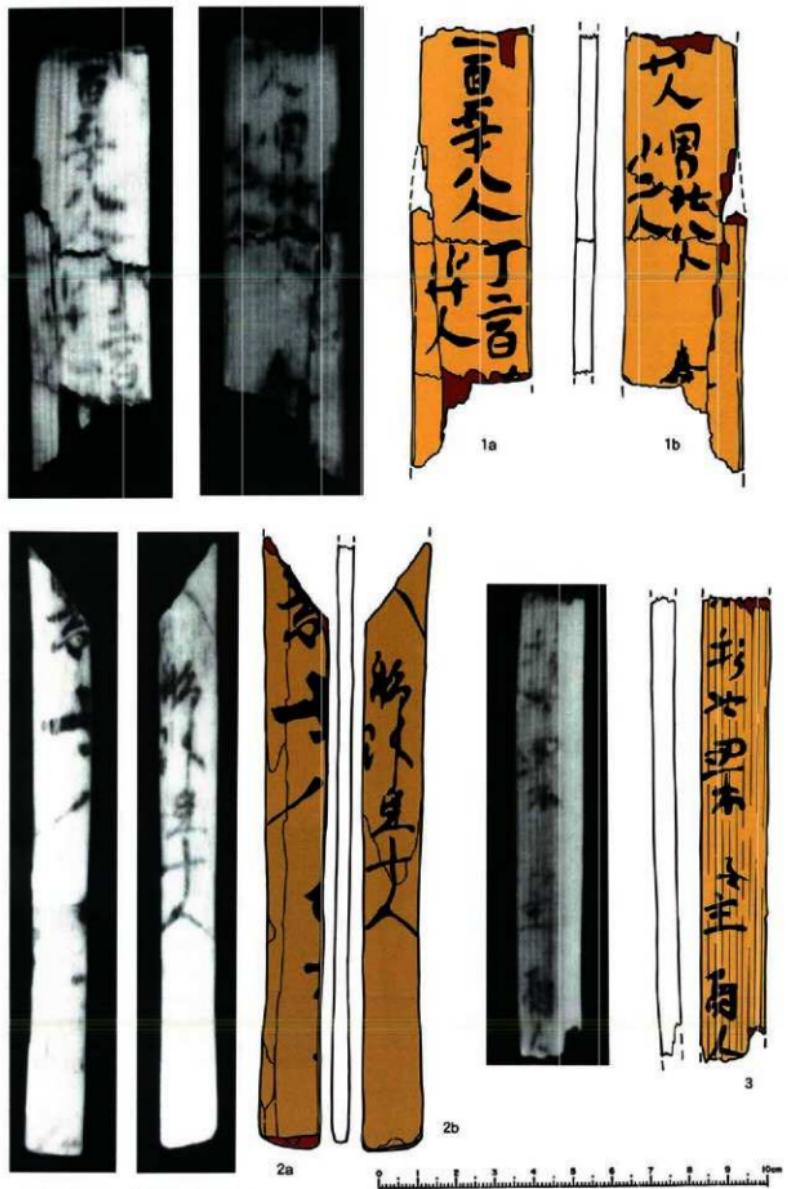


第37図 主要木簡

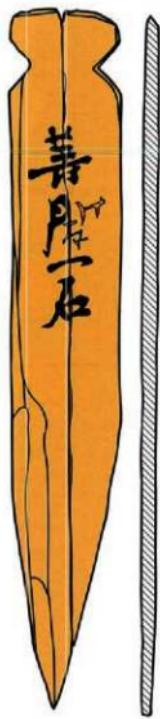


第38図 木簡実測図 (1)





第39図 木簡実測図 (2)



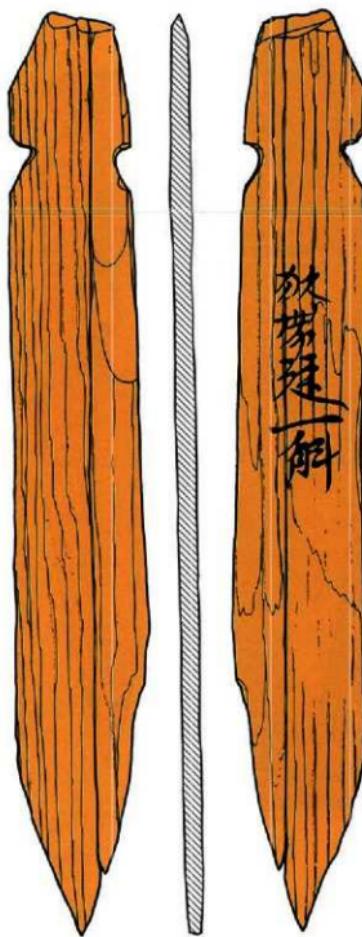
1



2

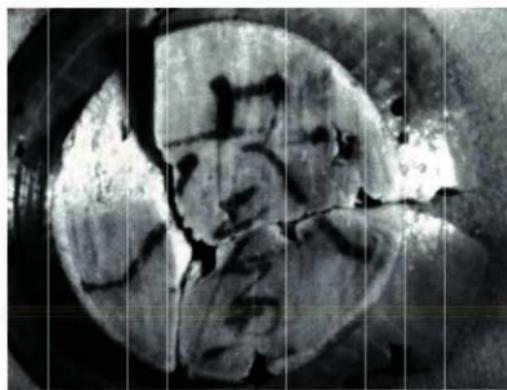


第38図 木筒実測図 (1)



第41図 木簡実測図 (4)





第42図 木簡実測図 (5)

第五節 まとめ

古志田東遺跡が成立したのは、出土した土器の分析から概ね九世紀の中頃以降とみられる。そして、一〇世紀に入る頃には廃絶もしくは、別の地域に移転したものと考えられる。母屋周辺に集中する土壙内からは、大量の焼け土と炭化物が検出され、母屋の解体や撤去作業の際に不要品を焼却処分した痕跡であると推測される。

同様な痕跡は、八世紀中葉に官衙を成立させ、九世紀初頭で移転した大浦遺跡群でも認められる。大浦遺跡は存続した間に、出火による建物消失で、全面的な建て替えを行つており、その際に掘られた土壙と移転時期に焼却目的で掘られた二時期の土壙が検出されている。

いずれの土壙も大型建物の周囲に設置するのが特徴であり、所謂「物資」が保管されていたと推測される建物周辺が前提となつてゐるようである。

この性質からいえるのは、何らかの理由で拠点となる地域から退却せざるを得なかつたものと考えられる。

また、建物群に立替えや修復の痕跡が認められない点を考慮すると屋敷が存続した期間は限られてくる。

次に、建物であるが、母屋を中心として東西南北の四方に配置されてあつた。建物の規模と掘方や柱根の太さから母屋に次ぐ重要な施設と想定されるのが東建物である。同

様に北建物は、船着場に隣接させた配置より、物資の保管場所の倉庫施設とみるべきである。

特に注目したいのは、個々の建物跡の柱間隔である。梁間の長さが二・五一・九メートルと長いのに對し、桁行が一・八一・二・二メートル前後と極端に短くしている。

仮に現代の尺度で計測した場合での桁行はほぼ一致するが、梁間に關しては、矛盾が生じるのである。

そこで、本遺跡から出土した物差しを用いた場合、表面の一尺（三五センチ）で計測すると梁間の間隔は八尺を基本に七尺で一致する。桁行も裏面の一尺（三一・二インチ）で用いれば、七尺で符号することが分かつた。仮に物差しの表面を一尺三五センチに準じた「高麗尺」、裏面を一尺三一・二センチに等しい「新尺」を併記した物差しが用いられていたと仮定すれば、梁間と桁行の寸法を意図的に区別したことになる。

しかし、高麗尺に關しては、大宝令（七〇一年）で尺度規定を明文化し、「大尺」（高麗尺）は土地測量に「小尺」（唐尺）は建物建築に使い分けるように規定した。

その後、和同六年（七一三）に大尺を廢止、小尺に統一した経緯がある。従つて、廢止された高麗尺を九世紀段階で使用していたと考へることとに疑問視する向きも当然である。だが、発掘された古代の建物跡の中でも寸法が小尺と一致ない例も數多く報告されている。尺度運用を律令体

制の中央と地方集落や在地豪族が主に管轄していた末端の官衙施設、個人的な建物建築はどうであったか。今後、検討する課題であろう。

ここでは、高麗尺と断定することはあえて避けるが、古志田東遺跡出土の物差しは、明らかに異なる寸法を意図的に利用していたことは事実である。

出土遺物として、特筆されるのが、多様な木製品と土器の内容である。木製品の中での木簡については、要約で述べているので割愛するが、注目されるものとして多種の椀類が上げられる。いずれも、口クロ回転による挽き物で、灰釉陶器・須恵器壊・赤焼土器を模倣したものや盆類・盤

を意識したもの等、多彩に及んでいる。その多くは完成された高度な仕上がりで、明らかに専門職人の手によるものである。こうした工人も遺跡には常駐していたと推測される。九世紀代の遺跡として、これだけの椀類が出土した例は東北地方でも希であり、文化水準の高さを物語っている。また、修羅も注意したい。形態から井桁状に組み合わせたと想定され、重量のある物資（木材か）を陸地の移動と河川箱船とともに利用されていた。

出土土器群について触れておく。出土した土師器・須恵器の壊類は、県内の九世紀代の遺物と共通しているが、共伴する赤焼土器の多様さには驚かされる。赤焼土器の土器の形態をみるかぎりでは、県北の庄内地方で出土する一〇

世紀前半段階の形態に類似するものが多数含まれてれている。だが、本遺跡が一時期の単純遺跡であることは、既に指摘した通りである。さらに、本遺跡と一定の時期が重なる川西町道伝遺跡や米沢市の笹原遺跡には、赤焼土器が共存する比率が極端に少ないといった特徴がある。このことを地域差や時期差で解決することは不可能である。本遺跡の特殊性を基軸に米沢盆地における赤焼土器の出現背景と普及段階の確立について掘り下げて検討する必要がある。また、須恵器・土師器の中には甕等の貯蔵形態や煮沸形態が少ないと、それに蓋類が全く含まれないことも注意すべきである。

最後に、遺跡の性格としては、既に木簡で示すように、多くの労働力を組織的に集約できた有力豪族の姿がみえてくる。彼等は、母屋を中心とする主要な建物を配置し、租税の徵収や文書業務、祭祀等を恒久的に実施していた。

一方、大規模な農業經營や河川を管理して交易を行うなど、周辺地域に絶大な影響力を有するような人物であったものと推測される。

九世紀後半の年代は、律令国家が衰退する中で地方豪族や有力者層が台頭し、自らの支配範囲（権力範囲）を拡大する過渡期にあたっている。古志田東遺跡は、まさにこの時代を象徴する存在といえる。空白の東北古代史を解明する上で極めて重要な遺跡といえる。

古志田東遺跡関連年表

の部分は古志田東遺跡の存続した時期に当たる。

平安時代		奈良時代		区分
西暦	年号	西暦	年号	
七五二	天平勝宝四	七五七	天平宝字元	
七五九	天平宝字三	七七四	宝龟五	
七八〇	宝龟十一	七八八	延暦七	
七八九	延暦十三	七八四	延暦十四	
八〇一	延暦十九	八〇四	延暦二十	
八〇四	延暦二十三	八二二	天長七	
八三〇	弘仁十三	八四五	承和八	
八四一	承和八	八四一	大和	
八四九	大和	八四九	大和	
八五六	大和	八五六	大和	
八九六	寛平六	八九六	寛平六	
九〇一	延喜二	九〇一	延喜二	
九〇五	延喜五	九〇五	延喜五	
九三〇	延長八	九三〇	延長八	
九四六	天慶九	九四六	天慶九	

・東大寺大仏完成して開眼供養を行う。

・出羽国に駅をつくる。篠谷より山形・秋田に至る。

○この頃 上渡川遺跡・笛原遺跡に集落が営なまれる。

・橘諸兄没。孝謙・藤原仲麻呂、非行ありとして皇太子(道祖王)を廃し、仲麻呂の女婿大炊王(淳仁天皇)を皇太子とする。橘諸兄の子奈良麻呂ら多數の貴族が孝謙の廢位・仲麻呂の殺害を計画して処刑される。(橘奈良麻呂の変)

・新羅征を計画し準備に着手。鑑真のための唐招提寺の建設を開始。

○この頃 大浦遺跡の集落を強制的に排除し、官衙(置賜郡衙)を築造する。

・陸奥の蝦夷・桃生城に侵入。このころから陸奥・出羽の蝦夷しばしば反乱。多賀城の陸奥鎮守府

・蝦夷の首長伊治公啓麻呂、大規模な反乱組織し、多賀城を攻略・破壊する。

・最澄、比叡山に「乘止観院」(後の延暦寺)を建立。

・富安都へ遷都。坂上田村麻呂ら胆沢を侵略。(以後は国ごとに実施)。

・富士山大噴火。全国一斉に班田最後の実施。(以後は国ごとに実施)。

・蝦夷大將軍坂上田村麻呂、胆沢を征服し、盛岡周辺まで攻略。

・陸奥鎮守府、多賀城から胆沢城へ前進。最澄・空海・橋造勢、入唐。

○大浦遺跡の漆紙文書、延暦二三年の具注曆と判明(「一二月十八日から一二月二十八日が記載」)。

・最澄没。比叡山に戒壇の設立を許可。

・鳥海山噴火、灰水流出し魚死す。二月三日、出羽国府地震倒壊。

○米沢三月頃三星夜山鳴動、李山の湖水減退し田開く。

・藤原三守ら、「弘仁格式」(三代格式の初め)を編纂。

・「日本後紀」完成。この頃、稻架けによる乾燥が普及する。

・この頃から諸国に後非遣使を設置し、治安維持にあたらせる。

・『続日本後紀』。この頃、「貞觀格式」施行。

・遣唐大使菅原道真の献策により遣唐使を廢止。

・延喜の莊園整理令を発布。勅旨田(皇室の直営田)の新設を停止。有力貴族の山野開い込み、莊園寄進を禁止し、

・國司の行政実権を大幅に拡大。

・紀貫之ら勅名により「古今和歌集」を完成。

・村上天皇即位。蝦夷・鎮守府将軍平貞盛の部下を殺す。

報告書抄録

ふりがな	ふるしだひがしいせき
書名	古志田東遺跡
副書名	林泉寺住宅団地造成予定地内埋蔵文化財調査報告書
卷次	
シリーズ名	米沢市埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号	第70集
編著者名	手塚 孝
編集機関	米沢市教育委員会
所在地	〒992-0012 山形県米沢市金池三丁目1-55号 TEL(0238)22-5111
発行年月日	平成12年3月20日

所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査機関	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ふるしだひがし 古志田東	やまがたけんよねざわし 山形県米沢市	620	米沢市 遺跡番号	37度 53分	140度 6分	19990421 ?	2,970	住宅造成
りんせんじ 林泉寺三丁目			E-659	41秒	7秒	19990812 19990817 ?		
374-34						19991029		
374-35								
374-65								

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
古志田東	豪族屋敷	平安時代	掘立建物跡・土壙・河川跡	木簡・木梳・修羅・土師器・須恵器	置賜郡の有力な豪族屋敷と考えられる。木簡より大規模な農業経営を実施。

米沢市埋蔵文化財調査報告書 第70集
古志田東遺跡発掘調査概報

平成12年3月15日 印刷
平成12年3月20日 発行

発 行 米沢市教育委員会
米沢市金池三丁目1-55
TEL (0238) 22-5111
(内線 7502)

印 刷 株式会社ケムシー
米沢市通町八丁目2-43
TEL (0238) 26-2212
FAX (0238) 23-1408

